



中国残留孤児の「戦争被害」 : 置き去りにされた日本人の戦後処理被害

浅野, 慎一
[トン], 岩

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 2(1):193-212

(Issue Date)

2008-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000822>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000822>



中国残留孤児の「戦争被害」 —置き去りにされた日本人の戦後処理被害—

“The war damage” of Japanese children left behind in China after W.W. II

浅野 慎一* 佟 岩**
Sinichi ASANO* Yan TONG**

要約：本稿の課題は、兵庫県在住の44名の中国残留孤児への聞き取り調査を素材として、「戦争被害」について考察することにある。残留孤児の「戦争被害」とは、日本敗戦に伴う「満州国」での混乱、および敗戦後も「満州」の地に遺棄・放置されたことにより、深刻な生命の危機に陥り、また肉親と死別・離別して孤児になることを余儀なくされたことにある。これらの被害は、日本政府の国策・軍事戦略・「棄民」政策の産物である。同時にそれは、ソ連軍や連合軍（GHQ）、さらに戦後の東西冷戦、ポスト・コロナルの世界社会構造によっても創出された。しかもその被害の大半は、日本敗戦以降、不適切な戦後処理・「棄民」政策によって生じたものであり、日本国民一般の「戦争被害」とは異質である。こうした特殊な「戦後処理被害」は、個々の個別事情・偶然性を越え、残留孤児に共通かつ固有なものだが、その内部には、敗戦時の居住地、およびわずかな年齢差によって、構造的な多様性がある。黒竜江省等の辺境の農村居住者ほど、また年少者ほど、その被害は深刻で生存率は低い。残留孤児の被害は、国家と国民、および戦前と前後の世界・日本社会の連続性と断絶性について、重要な問題を提起している。

「紛争当事国は、戦争の結果孤児となり、又はその家族から離散した15才未満の児童が遺棄されないこと並びにその生活、信仰の実践及び教育がすべての場合に容易にされることを確保するために必要な措置を執らなければならない」戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーブ条約（第四条約）第24条
「すべて人は、…自国に帰る権利を有する」世界人権宣言第13条2

「何人も、自国に戻る権利を恣意的に奪われない」国際人権規約2-第12条4項

「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については…国政の上で、最大の尊重を必要とする」日本国憲法第13条

序 課題と方法

本稿の課題は、中国残留孤児の「戦争被害」について、彼・彼女らの生活実態に即して考察することにある。対象時期は、後に中国残留孤児となる人々が誕生した時点から、実父母と離死別して中国人に引き取られたおむね1946年頃までとする。

残留孤児が戦争被害者であることには、大まかな共通認識がある。

ただしその内実をめぐっては、例えば2002年以降、全国各地で展開された残留孤児の国家賠償請求訴訟でも、多様な論点が争われた。

まず第1は、残留孤児が受けた被害を「戦争被害」に限定できるか、である。戦後、特に日中国交回復正常化（1972年）以降も日本政府は残留孤児を早期帰国させず、また帰国させた後も十分な自立支援を行わなかった。これにより、残留孤児は深刻な被害を被った。これらをすべて「戦争被害」の一環とみなすか、それとも戦後に発生した新たな被害と捉えるかは、大きな論点となった。

第2に、「戦争被害」と国家の法的責任との関係である。戦時中、大多数の日本国民は多様な戦争被害を受けた。日本の裁判所では、こうした戦争被害は「国民がひとしく受忍すべき」ものとされ、国家補償の対象から除外する判例がある¹⁾。そこで今回の訴訟でも、被告・国側は残留孤児の被害が「戦争被害」であると主張した。逆に原告・残留孤児側は、自らの被害が他の日本国民一般の「戦争被害」といかに異なるかを論証しなければならなかった。

第3に、残留孤児の「戦争被害」における共通性も論点となった。残留孤児が自らの被害体験を詳細に語れば語るほど、そこには様々な個人的事情や偶然性が入り込む。被告・国側はこれをもって、「残留孤児」に共通して論じられる被害は存在しないと主張した。

第4に、敗戦時、特に幼少だった残留孤児は、当時の記憶・物証

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

** 龍谷大学講師（非常勤）

(2008年4月1日 受付)
(2008年9月1日 受理)

が極めて乏しい。「本人にも語り得ない戦争被害」をいかに検証するか。これも、大きな論点となった。

さて第5に、残留孤児の戦争被害に関する先行研究では、「被害」と「加害」の関係が論じられてきた。もとより敗戦時に未成年だった残留孤児を、戦争の「加害者」とみなす見解は少ない。しかし、残留孤児が発生した背景の一つに、彼・彼女らの実父母が戦前・戦中に「満州（中国東北地方）」に渡った事実がある。それは日本帝国主義の中国侵略・植民地支配の中で一定の役割を担う行為であった。そこで一部の先行研究は、残留孤児の発生原因および戦争被害の中に、「被害性と加害性の錯綜」を見出している²⁾。これに対し、残留孤児が純然たる戦争被害者であると主張する論者もみられる。

本稿では以上の諸論点をふまえ、中国残留孤児の「戦争被害」について考察する。素材とする調査は2004年、兵庫県在住の中国残留孤児44名を対象として、インテンシブな面接聞き取りで実施した。

第1章 基本属性と敗戦以前の生活

まず、対象者の基本属性、および日本敗戦以前の生活実態をみていこう（表1-1参照）。

第1節 基本属性

対象者は、1932～1947年に誕生した。敗戦時、いずれも13歳以下である。男性は23名、女性が21名である。出生地は、日本が20名、中国が8名、不明が16名である。

彼・彼女らの実父母の中国での主な職業は、満州開拓移民が17名、軍人・都市的職業従事者が13名、不明が14名である。

敗戦時の居住地は、黒竜江省をはじめとする農村が21名で、その多くは満州開拓移民の子供である。一方、遼寧省・黒竜江省・吉林省の都市は11名で、その多くは軍人・都市的職業従事者の子供である。残る12名は、中国での居住地についての記憶がない。

さて、対象者は大きく2つの世代に区分しうる。

一つは、1939年以前に誕生し、敗戦時6歳以上だった20名である。この世代の多くは、日本国内で生まれ、幼少時に実父母とともに黒竜江省等の農村に移住した。満州開拓移民の子供が14名と多い。

もう一つは、1940年以降に誕生し、敗戦時5歳以下だった24名である。この世代では、自らの誕生日・出生地・実父母の職業・敗戦時の初居住地等が不明のケースがいずれも半数以上を占める。

*「生年月日もわからない。養父母に引き取られた時、顔付きなどから周りの人々にはだいたい5歳位に見えたから、5歳にされた。誕生日も、あてずっぽうで決めたようだ。私を証明するものは何一つない。実父母の名前や顔、兄弟姉妹の有無、中国での居住地に関する記憶も全くない」

「本名も親も故郷も生年月日も、つまり自分が誰なのか、全くわからない。養父が私を拾った時、見た目でも2歳位と思ったから、2歳になっただけだ。年齢など、いいかげんなものだ。養父母は、私を引き取った日を誕生日にしたそう。実父母がどんな仕事で、なぜ中国に行ったのかも全くわからない」

「生年月日はあくまで推定だ。養父が拾った時、だいたい1歳位だったので1年前のその日を誕生日として届け出た。自分が

表1-1 基本属性 (人)

誕生日		1939年以前	1940年以降	計
性別	男性	10	13	23
	女性	10	11	21
出生地	日本	19	1	20
	中国	1	7	8
	不明		16	16
実父母職業	開拓団	14	3	17
	軍人・都市的職業	5	8	13
	不明	1	13	14
敗戦前居住地	農村 黒竜江省	15	3	18
	その他	3		3
	都市 黒竜江省	1	3	4
	吉林省		2	2
	遼寧省	1	4	5
	不明		12	12
計		20	24	44

資料:実態調査より作成。

どこで生まれたのかも、両親がなぜ中国に行ったのかも、とにかく一切分からない」

そして1940年以降に誕生した世代のうち、身元や記憶がはっきりしているケースに限ってみると、ほとんどが中国生まれである。また満州開拓移民の子供は少なく、むしろ都市に住む軍人・都市的職業従事者の子供が多い。

第2節 満州開拓移民の入植と生活

では次に、1939年以前に生まれた残留孤児の実父母の中で特に大きな位置を占める満州開拓移民の入植と生活の実態をみていこう。

日本政府は1932年、傀儡国家・「満州国」への移民送出を開始した³⁾。特に1936年、広田弘毅内閣は七大国策の一環として、20年間で100万戸・500万人の日本人移民を送出する「満州農業移民百万戸計画」を策定し、本格的に移民事業を推進した。また1939年には「満州開拓政策基本要綱」を決定し、改めて満州移民を重要国策と位置づけ、1941年には「満州開拓第2期5カ年計画要綱」において「東亜共栄圏内における大和民族の配分配置の基本国策に照応し」、「日滿両国一体的の重要国策たる使命をさらに昂揚し、特に日本内地人開拓民を中核とする民族協和の確立達成、東亜防衛における北方拠点の強化」を図ることとした。こうして1945年8月まで32万人以上にのぼる「満州移民」が、国策として送出されたのである。

国策としての満州開拓移民の任務は、農業等の発展により「満州国」の産業基盤を固めるとともに、満ソ国境の防衛・治安維持にあった。特に、現地の日軍（関東軍）への食糧・物資供給、および対ソ戦の兵員の現地確保が重視された。そこで入植地は、国防・軍事

表1-2 敗戦前の家族動向

	病死等	徴兵・兵役		記憶なし	家族関係不明
		戦死	その他		
開拓団	2(兄、姉、姉)	11(兄)	13(父)	1,7,8,	
	5(妹)、9(弟)	18(父)	3(父)	10,12,	
	3(母、妹、弟)	9(兄)	5(父、兄)	40,	
	18(母、弟、妹、 祖母、叔父)	36(父)	37(父)		
	6(弟または妹)		17(父)		
	11(祖父母)				
	13(母)				
軍人・ 都市的 職業	19(父)	28(父)	4(父)	14,15,	
		39(父)	21(父)	16,27,	
			41(父)	29,42,	
			26(父、母)		
不明		43(父)	20(父)		22,23,24,
		35(父)			25,30,31, 32,33,34, 35,38,43, 44,

資料：実態調査より作成。数字はケース No.

戦略上の必要も勘案して、満ソ国境に近い北部・東北部（現在の黒竜江省等の農村）に多数、配置された⁴⁾。日本政府は、「満州はよい所」、「10町歩の地主になれる」と旺盛に宣伝し、多数の移民を動員・送出した。県・市町村への事実上、強制的な割り当てもあった。移民に応募したのは多くの場合、貧困な農民であった⁵⁾。

*「私の実父母は農民だったが、子供が7人もいて、狭い農地しか持っていなかったので、日本政府の呼びかけに基づいて移民した。当時、満州には広大な土地があり、日本よりいい暮らしができる」と盛んに宣伝されていた。私達の開拓団の任務は、黒龍江省の国境付近に駐屯する日本軍の部隊に野菜など食糧を供給することだった」

「日本政府が満州移民をすごくよく宣伝していたので皆、騙されて行った。日本の移民政策で、満州は土地が広く、農業の適地で日本よりいい生活ができる」と、盛んに宣伝されていた。それで私の実父母も貧しいので開拓移民として稼ぎ、日本で土地を買って家を建てようと思って満州に行ったそうだ。私達の開拓団は黒龍江省方正県の日本軍部隊に食糧を供給する役割を担っていた」

一部の満州開拓移民は「満州」の地で、確かに豊かな生活を実現した。渡航費は全額、日本政府から支給され、日・「満」両政府から様々な補助金もあった。開拓移民は白米を食べ、牛馬も持った。中国人を雇用したり、中国人に小作させて地主となるケースもあった。

*「開拓団では最初は大勢の日本人と共同で働き、食事や住宅も一緒の共同生活をして、一つのオンドルに寝ていた。でも2〜3年後には、新しい家が次々に建てられ、私の家族も一家だけ

で暮らせるようになった。食うには全く困らなかった。開拓団は国の優遇政策もあり、生産物はよく売れたから、皆、馬や牛も持っていた。馬車や物資の配給もあった」

「開拓団では豚を飼い、中国人を雇って野菜やトウモロコシを作っていた。わりといい暮らしをしていた。開拓団は当時、税金も払わず、収穫はすべて自分のものになった。作物はすべて日本の軍隊に売り、そうして得た金はすべて、中国にあった日本軍の郵便局に預けていた」

しかし総じていえば、満州開拓移民の生活は、決して容易ではなかった。重労働に加え、不作で食糧難にも陥り、冬は零下30度を下回る厳寒に苦しめられた。辺境にある開拓団では近隣に医療施設もなく、家族が次々に病死していった（表1-2参照）。

*「開拓団には病院もなく、薬も足りなかった。通院するにも遠かった。1940年、19歳の次姉が出産したが、面倒をみる人もなく、まもなく病死した。生まれた子も、後に死んだ。1943年春には、長兄が肺結核で長い間寝込んだ末、20歳で死んだ。同年秋、三姉も全身に黄疸が出て長期休学の末、14歳で病死した。渡満後、敗戦までの5年間に3人の兄姉が死に、生き残った子供は私1人だけだ。長姉と次兄は満州に行かず、日本に残った。だからこの2人は命が助かった」

「開拓団は荒地を開拓して畑にした。当時、現地には何もなくて、すごく苦勞した。敗戦前、祖母、実母、弟、妹、叔父が皆、次々に病死した。妹は開拓団で生まれたが、寒い季節で食糧も足りず、病気になる、1歳位で死んだ」

特に1944年以降、日本の戦局悪化に伴い、日本軍による物資・収穫物の徴収が強化され、食糧難が深刻化した。また開拓移民に提供された土地には、中国人から既耕地を極めて安く強制的に買収したケースもあり⁶⁾、地元中国人の反感も強まっていった。さらに1945年7月、対ソ戦に備え、在満日本人の18歳以上45歳以下の男性は全員、徴兵された。いわゆる「根こそぎ動員」である。実父や兄が徴兵され、戦死し、または捕虜としてシベリアに連行されたケースも多かった。開拓団には女性・子供・高齢者だけが残され、農業生産の維持・継続すら困難に陥った。

*「開拓団では当初、馬車や物資の配給があったが、戦局が悪化すると、逆に物資や収穫物が徴収されるようになった。それで食糧も足りなくなった。実父は1945年、中国で戦死した。後に実父の戦友から聞いたところによると、実父は敗戦前、吉林省でソ連軍と戦って足に負傷したそうだ。大量流血して、普通ならすぐ治療すれば命に別条はないが、戦闘中で構いきれず、救命できなかった。捨てられたということだ」

「1945年頃からは、開拓団でも食糧が不足し始めた。同年2月、弟がハシカで死んだ。父は徴兵されてしまい、その留守中、母は妹を出産したが、妹は早産で同年7月に死んだ。母も産後が悪くて死んだ。当時の中国では、日本人とわかると後から追いかけて殺される事件が多発していた。母はそんな恐怖感から早産したそうだ」

第3節 軍人・都市的職業従事者の生活

次に、軍人・都市的職業従事者の家庭に生まれた残留孤児の生活についてみておこう（表1-3参照）。

表1-3 開拓団以外の出身者の概況

		中国居住地	実父	実母
1939年 以前に 誕生	4	黒竜江省孫呉県	軍の兵器技師	主婦
	14	黒竜江省ハルビン	満鉄職員	主婦
	15	黒竜江省綏芬河	満鉄運転士	主婦
	16	吉林省長春→ 黒竜江省ハルビン・嫩江県	建築会社経営	主婦
	19	黒竜江省密山県→東寧県	木材会社経営	主婦
1940年 以降に 誕生	24	黒竜江省牡丹江	陸軍曹長	主婦
	26	遼寧省錦州	海軍大佐	軍医
	27	吉林省長春→黒竜江省牡丹江→ジャムス	電電公社技師	主婦
	28	遼寧省大連→吉林省吉林市	貿易会社管理職	主婦
	29	黒竜江省ジャムス市	大工	看護師
	39	吉林省沙河段、敦化等	軍人・技師	不明
	41	遼寧省大連	満鉄職員	主婦
	42	遼寧省丹東	軍人か鉄道職員	教師

資料：実態調査より作成。数字はケース No.

彼・彼女らの実父は、軍人、軍と連携した企業経営者、教師、南満州鉄道・満州電信電話公社の職員等である。いずれも日本の植民地政策と密接に結び付いた職業といえよう。実母は専業主婦が多い。

軍人・都市的職業従事者の家庭に生まれた残留孤児の中でも、1939年以前に誕生したケースでは多くが日本国内の都市で生まれ、満州開拓移民と同様、実父母とともに黒竜江省の地方都市・農村（孫呉県・嫩江県・東寧県・綏芬河等）に移住した。一方、1940年以降に生まれたケースは、遼寧省等の都市（瀋陽市・撫順市・錦州市・大連市・丹東市等）で誕生し、その後もそこに居住していた。

軍人・都市的職業従事者の敗戦前の生活は、満州開拓移民以上に裕福だった。彼・彼女らは、「白御飯や肉、缶詰等、おいしいものばかり腹一杯食べていた」、「たくさん玩具を買ってもらい、近所の中国人の子供達は皆、うらやましがっていた」、「生活は豊かで牛乳も飲んでた。家は二階建ての一軒家で、壁は白く塗られていた」等と語る。

とはいえ1944年末以降、日本の戦局悪化に伴い、彼・彼女らの生活も不安定化した。「根こそぎ動員」で父や年長の兄が徴兵され、戦死したケースもみられる。ある残留孤児は、「父の徴兵後、生活は苦しく、食物もあまりなくなった」と語る。

第2章 ソ連参戦・日本敗戦後の「戦争被害」

では次に、残留孤児の「戦争被害」の実態をみていこう。

第1節 黒竜江省等の農村居住者——逃避行と難民生活

【ソ連参戦と「静謐確保」】

1945年8月8日、ソ連は日本に参戦を通告し、翌9日午前零時を期して「満州」に進攻した。ソ連はすでに同年4月、日ソ中立条

約の不延長を通告し、その「満州」進攻は時間の問題とされていた。

一方、日本軍（関東軍）は1943年以降、日本の戦局悪化に伴い、戦力を内地・南方に大幅に転用し、弱体化していた。

そこで1944年9月、大本営は関東軍に対し、満ソ国境から通化省に主力を移し、持久戦をとる作戦計画を指示した。また1945年5月には「満鮮方面対ソ作戦計画要綱」を策定し、ソ連軍進攻の際、本土防衛を目的として満州の約4分の3を持久戦の戦場とすることを決定していた。

関東軍は、こうした兵力の弱体化や作戦変更をソ連軍に悟らせないための「静謐確保」を何より優先した。そこで、ソ連軍進攻の切迫、および関東軍の弱体化・作戦変更の情報は、満ソ国境付近に住む一般邦人に対しても秘匿された。もちろん待避の指示も出されなかった。むしろ1945年8月に入っても、関東軍報道部長は現地邦人向けラジオで「関東軍は磐石の安きにある。邦人、特に国境開拓団の諸君は安んじて生業に励むがよろしい」と報道し、日本政府は新たな開拓移民を送り続けた。いわば多くの一般邦人は、「本土防衛」を目的として撤退する関東軍の「静謐確保」に必要な「生きた案山子」として、ソ連軍進攻の最前線に無防備で置き去りにされた⁷⁾。

【逃避行】

1945年8月9日、黒竜江省等の農村に住んでいた日本人は突然のソ連軍の進攻にさらされ、極度の混乱状態に陥った。彼・彼女らはその後、数カ月間にもわたる凄惨な逃避行を余儀なくされた。当時、「根こそぎ動員」により、青壮年男性はほとんど徴兵されていた⁸⁾。取り残された女性達は、子供・高齢者・病人を背負い、徒歩で逃げた。残留孤児達は、「女性や大きな子供も、老人や小さな子供を背負って歩くのだから、半月も歩くともう限界で力尽きた」、「11歳の私も弟を背負い、一生懸命歩いた」と語る。

安全な逃走経路・交通機関に関する情報はほとんど皆無だった⁹⁾。彼女達は、とりあえず鉄道沿線、船舶がある河川、あるいは南方を目指し、広大な中国東北地方をさまよいつけるしかなかった。途上、山中や鬱蒼たる密林を長期にわたって放浪し、バラバラに離散してしまったケースも少なくない。

* 「日本政府は開拓移民を全くほったらかした。政府や日本軍は何もしてくれず、開拓移民は何もかもすべて自分で判断するしかなかった。当時、ラジオ放送もなく、海外の日本人に帰国命令が出たという噂だけが広がった。それで皆、何もわからぬまま、とにかく大連の方角へ逃げ出した」

「どこに向かって逃げているのかもわからなかった。とりあえず皆、牡丹江の方に向かっていって言ったが、それが本当かどうかはわからなかった。何の情報・知らせもなく、日本政府によって、満州に棄てられた。黒竜江省東寧県から馬車で逃げたが、その後、山の中に入った。山中で馬がだめになり、倒れた馬を皆で食べた。40日余り逃げた末、南湖頭という所にたどりついた。とにかく前の人について一生懸命歩くだけだった。皆一列になり、3日間も、太陽も見えないような鬱蒼たる山中を必死でさまよいつけた。日本人は難民になり、皆バラバラになってしまった」

「開拓団から馬車で2日間ほど進み、山に分け入った。日本人は列を成して、山・森の中を歩き回った。とにかく日本に帰り

たい一心で、僻地から鉄道の方へと歩いた。雨に降られ、泥まみれになりながら、歩き続けた。着るものもない状態で山林の中を約70キロ、歩いた。どこの山かわからないが、大木が鬱蒼と茂った山中で皆、散り散りバラバラになった。何日間たったかわからないが、山中をぐるぐるさまよって、山を出ると牡丹江のずっと上流だったようだ」

「黒竜江省団山屯から、村人は皆、南方にある森林を目指して歩いた。どんな方向へ行っているのか、実はよくわからなかった。森林の中を1カ月余り歩き回ったが行き詰まり、Uターンして、以前に住んでいた開拓団に戻った。しかし屋根は爆破され、部屋の中もからっぽで、とても生活できなかった。それで開拓団のリーダー達は各自で生きる方法を考えろと言った。私は団山屯のそばの貧しい中国人の村に行った」

【ソ連軍による襲撃・拉致・強姦】

逃避行の途上、度重なるソ連軍の爆撃・機銃掃射・銃撃で、多くの人々が殺された。それは8月15日以降も続いた。日本軍の指揮命令系統が壊滅し、各地の部隊が敗戦後も抗戦を続けたため、「満州」全土で戦闘状態が終結したのは8月末であった。目の前で実母や妹がソ連兵に銃殺された残留孤児もいる。

* 「方正県の東部で激しい銃撃があり、母はソ連兵に撃ち殺された。妹は母に背負われていたので、一緒に撃ち殺された」

「牡丹江林口でソ連軍に追いつかれたので馬車を捨て、コウリヤンかトウモロコシの畑の中に転がりこみ、うつ伏せになって隠れた。起き上がると、私と母だけが一緒にいた。他のきょうだいはどこに行ったか分からない。その時、ソ連兵がやってきた。ソ連兵は小型の銃を私達に向けて撃った。母は私の目の前で射殺された。私は幸い、一命を取り留めた」

「徒歩で逃走中、ソ連軍の飛行機に爆撃されたり、機関砲で銃撃され、毎日、大勢の人が死んだ。私の前と後を走っていた同級生も撃たれて死に、真ん中を逃げていた私だけが生き残った。私も踵を撃たれ、火傷した」

「ソ連の飛行機が1日に何回も低空飛行してきて、少しでも動くものがあると機関銃で掃射していった。それで昼間は森やトウモロコシ畑に隠れ、夜に山道や畑の中を歩くしかなかった。毎日10人ほどの人が爆撃で死んでいった。道には、たくさんの日本人の死体がバラバラと転がっていた」

「ソ連軍の飛行機に機銃掃射を受け、隠れる場所もなく、多くの人が死んだ。『痛い、痛い』と泣き叫び、『撃ち殺してくれ』と頼む人もいた。妊婦もいたし、死んだ母親のそばでわけがわからず遊ぶ子供もいたが、どうしようもなかった」

「東寧を出た所でソ連軍に爆撃された。母は急いで私達を馬車から降ろし、草の茂みに隠した。私達は機関銃で撃たれた。その後、何度もソ連軍の飛行機の機銃掃射にあった。弾がピュンピュンと空気を切り裂く音を、今も覚えている。目の前で人が死んでいった。橋を渡ろうとすると銃撃が始まり、橋で歩いていた人達が次々と河に落ちていった」

逃避行に同行していた数少ない中高年の男性は、ソ連軍に拘束・連行され、強制労働に従事させられた。残留孤児の実父の中にも、

ソ連軍に連行され、強制労働により過労死したケースがみられる。

* 「父は48歳で兵役を免れたので家族と一緒に逃げていたが、牡丹江に着く前に、別れの言葉を交わす暇もなく、ソ連軍に連行された。後に、父と一緒に連行された人が、父の消息を教えてくれた。父は当時、流行していた赤痢に罹り、下痢をして、働けなくなった。日本人は治療も受けられなかった。父は生きのまま、死者と一緒にトラックに積み込まれ、山に掘った穴に放り込まれ、焼き殺されたようだ」

「方正県の東にたどりついた時、男は皆、ソ連軍に連行された。父も他の男達とともにソ連軍に捕まり、船荷の積み下ろし作業を強制された。10月のある夜、帰ってきた父は過労に加え、寒さと飢えて、眠ったまま31歳で過労死した。父は、自分の食糧を私達に譲り、自分は衰弱して死んだ。父の遺体は毛布にくるまれ、他の死者達と一緒に雪の中に埋められた」

女性も、ソ連兵に拉致・強姦され、殺された。「女性の叫び声ばかり聞いていた」と語る残留孤児もいる。

* 「ソ連兵は、女性ばかりを狙い、引きずって行って強姦した。女性の叫び声ばかり聞いていた。私の隣に7～8歳の女の子がいたが、ソ連兵に強姦されるのを恐れて髪の毛を切り、坊主頭にしてた。顔にはナベの灰を黒く塗り、男の子に見えるようにしていた」

「ソ連軍が大人達をどこかに連行した。数日後、帰ってきたが、数人の女性が殺されて帰って来なかった。皆、泣いていた。山中に逃げた時も、後ろにソ連軍が迫ってきた。ソ連兵に見つかると何をされるかわからないので、私も他の若い女性も皆、毛髪を剃って坊主頭になり、顔に炭を塗った。私はまだ子供だったが、それでも顔に灰を塗った。坊主にしていなくて子供でも連行され、強姦される。ソ連兵はひどい。見たものすべて略奪し、強姦した」

「鉄道で逃亡中、列車が止まるとソ連軍が乗り込んできて、女性を数人、トラックに乗せて連れ去った。女性達は帰ってこなかった。19歳の姉の2人の同級生もソ連兵に連れ去られた。2人は『いやだ、助けてー』と泣き叫んだ。2人の父親が汽車を飛び降りて追いかけた。すると銃声が2発響き、父親達は地面に倒れ、周囲が真っ赤に染まった。汽車が発車してからも、その家族はワーワー泣き続けていた。私の姉は丸坊主にして、顔に炭を塗っていたので助かったが、あまりの恐怖にずっと震えていた」

【逃避行途上での餓死・病死・凍死・集団自殺】

持参した食糧はすぐ底を尽き、飢餓・栄養失調に見舞われた。数カ月間に及ぶ逃避行のうちに、寒さも深刻化した。日本人の避難民は次々に路上に倒れ、餓死・病死していった。「歩けなくなる」と死ぬしかない状況の中、「埋葬しなければ狼に食われるので、負傷した人は息があっても埋葬」された。「歩けなくなった人や早く歩けない年寄りや、本人の希望に応じて銃殺」された。孫が祖父母を、子供が親を、親が子供を殺さねばならなかった。足手まといになる赤ん坊は、路上や山中に置き去りにされた。避難民達は、死体の山に躓き、転びながら逃げまどった。残留孤児達は、「泣き叫ぶ子供、

すでに死んだ人、出産する女性…。もう人間でなくなった」、「つねに死と隣り合わせだった」と語る。

* 「10日間位、何も食べずに歩いたり、トウモロコシ3粒が1日の食事ということもあった。荷車を引いていた牛も、ソ連の飛行機の掃射で死んでしまい、その肉を皆でミカンほどの大きさずつ分け合って食べた。塩も手に入らなかった。中国人の畑からトウモロコシ、ジャガイモ等を盗み、生のままで齧った。野生の山葡萄やサクランボ等、毒でないものなら何でも種まで食べた。飲み水も雨水しかなく、晴れた日は牛馬の足跡に溜まった雨水を飲んだ。水たまりには赤い虫が泳いでいた。私は半袖にスカート姿だった。家を出る時は、荷車に冬服や食糧も積んでいたが、逃げる途中、中国人にすべて奪われた。大雨が降り、綿入れの服は濡れて重くなり、持ち歩けなかった。靴もだめになり、裸足で歩き続けた。負傷した人も、生きのびるのが無理だと思えば、息があっても埋葬した。埋葬しなければ、狼に食べられてしまうからだ。最初の頃は銃があったので、早く歩けない年寄り、本人の希望に応じて撃ち殺した。日本人の老夫婦が『もう歩けない。お前達のお荷物になりたくない。撃つてくれ。頼む』と孫の少年に頭を下げるのを見た。祖父母を撃ち殺したその子は銃を放り投げ、狂ったように頭を抱えて泣いていた。子供が親を、親が子供を殺さなければならなかった。流血して動けない人、死んだ母親のそばで泣いている赤ん坊。誰もが逃げるのに必死で、どうしようもなかった。泣いている赤ん坊が誰かに拾われることを祈りながら、置き去りにして逃げた」

「1カ月余り歩き回ったが、食糧は半月ほどで底を尽いた。川の水を飲み、中国人の畑からトウモロコシや芋を掘って盗み、生のまま齧った。火を燃やすと煙でソ連の飛行機が飛んで来て爆撃するからだ。こんな状態だから皆、下痢に苦しんだ。生のトウモロコシや芋すら、腹一杯食べられなかった。私達一家は毛布を一枚もっていた。夜、それを皆でかぶって寝た。敷布団は露に濡れた草だった。私達は夏服だし、夜は気温が下がり、とても寒かった。山の中は日本人で一杯だった。泣き叫ぶ子供、すでに死んだ人、出産する女性…。もう人間でなくなった。歩けなくなると座り込み、その場で死んでしまう。子供は足手まといになるので、棄てられた。後で迎えにくると親は言い残し、子供を置いて立ち去った。歩けないなら、死ぬしかなかった。大勢が、皆わけもわからず死んだ。死んだ人は山ほどいた。目を閉じると山の中で死んだ大勢の人々の様子が頭に浮かぶ。たくさんの死体に躓いて転びながら逃げまどった」

「いつも空腹で、雪を食べて飢えをしのいだ。深い雪の中を走り、靴がなくなって、寒さで足がしびれると、牛がしたばかりの糞の中に足を入れて暖めた。同じ集団の中でも、たくさんの人が餓死・病死した。草むらにたくさんの日本人の死体を見ながら山を越えて逃避行を続けた。つねに死と隣り合わせだった」

残留孤児の家族も次々に死に、また生き別れになっていった。死にゆく父母は、残留孤児の手を握りしめ、「お前だけはどんなことがあっても日本に帰れ」、「幼い弟妹を何とか日本に連れて帰ってくれ」と言い遺した。しかし死亡率は、幼い弟妹において特に高かった。

逃避行の路上で生まれ、すぐに死んでいった弟妹もいた。幼い妹と2人だけ生き残ったある残留孤児は、「私のようなぼろぼろの歴史、もう棄ててしまいたい」と語る。

* 「父は座ったまま、もう動けなくなった。赤痢で股や尻のまわりに長い白い虫がいっぱい出て、モチヤモチヤと食われていた。医者も薬も全然なく3日後、父は死んだ。父は死ぬ前に私の手を握り、『俺はもうだめだ。もうすぐ死ぬ。お前はどんなことがあっても日本に帰れ』と言いながら、息を引き取った。手をほどくのも大変だった。それが父との別れだ」

「2歳にもならない弟が、牡丹江にたどり着く前に死んだ。食糧もなく、母の乳も出ず、雨に打たれて風邪をひいて死んだ」
「母は逃避行の途上で男の子を出産した。でもその子は消えてしまった。死んだのか、それとも捨てたのかも、わからない」
「逃避行の途上、母、妹、弟は皆、死んだ。私と9歳の妹だけ生き残った。疲労と病気、飢えで皆、死んだ。私自身も生きのびられるとは思わなかった。私と下の妹が生き残ったのは奇跡だ。当時、ちょっと風邪を引いたら、それだけで死んでいたかもしれない。いつ死んでもおかしくなかった。私と妹は何も考えず、人についてひたすら歩いた。母が死ぬ前、私に『弟妹を日本に連れて帰って』と言った。悔しくて悲しくてたまらない。思い出す度に心が苦しくなる。私のようなぼろぼろの歴史、もう棄ててしまいたい」

「勃利から牡丹江に逃げる途中、2歳の妹が母の背中死んだ。病死か餓死か、わからない。妹にたかっていたハエが妹の目のまわりに卵を生みつけ、ウジがわいていた。妹は道端に埋葬された」

「弟は1945年9月、寒さと飢えのため、九班という所で死んだ。まだ3歳だったので体が弱く、私ほど耐える力がなかったから、夜に眠ったまま死んだ」

「逃避行の途上、妹も弟も死んだ。母は私と姉を必死に守ろうとした。弟は逃げている途中で生まれたが、3日後に死んだ。妹も2歳で餓死した。食物がないから、母も乳が出ない。母は病気がひどくなり、全身が腫れていた」

集団自殺の現場に遭遇した残留孤児もいる。「銃声がした後、たくさんの女性が血の海に倒れていた。でも、子供達はまだ生きていて、死体の間を這いまわっていた。一人の子供は、銃弾に当たり流血して死んだ母親を揺さぶりながら、『お母さん、お母さん』と呼んでいた。女性達は皆、頭だけを撃たれていた。頭より低い所、たとえば心臓のあたりには銃創は全くなかった。今にして思えば、たぶん銃を撃った人は一定の高さで発砲して、意識的に大人だけを殺し、小さな子供を残したのかもしれない」。

こうした凄惨な逃避行の中でも残留孤児達が生き延びることができた理由の一つは、中国人による食糧等の恵みであった。「中国人に物乞いをして食いつないだ」、「貧しい中国人に、粟の饅頭をもらって生き延びた」、「親切な中国人にコウリヤン粥や水を恵んでもらって餓死を免れた」等と語る残留孤児は少なくない。

【日本軍の逃亡・優先的撤退】

数カ月から半年にもおよぶ逃避行の間、頼りにしていた関東軍に

よる救援は皆無だった。むしろどこに逃げても、関東軍はいち早く先に逃亡・撤退していた。前述のように関東軍の主力は、ソ連軍の進攻時点ですでに極秘裡に撤退していた。またソ連軍進攻当日の8月9日、大本営は関東軍に「本土決戦の主義に即し、確保地域を『皇土』に限定し」、「満州領域は放棄するも可」と命令していた。関東軍はソ連軍の追尾を阻止するため、橋梁等を爆破し、一般邦人の逃避行は一層妨げられた。

* 「日本軍の兵営をめざして逃げたが、日本軍はどこに消え失せたかわからない。残っていたのは、家族ばかりだった。牡丹江を渡って逃げようとしたが、橋が爆破されて渡れなくなっていた」

「瀋陽にたどりついたが、軍の幹部や金持ちは皆、とっくに逃げてしまっていた。残されたのはほとんど北方の開拓団から逃げて来た人達ばかりだった」

「政府も軍隊も、誰も私達のことを考えてくれなかった。老人や子供を満州に棄てた。軍人やその家族、役人達はとっくに先に日本に帰国していた。なぜ私の父母を日本に帰国させず、そこに捨ててきたのか。国が戦争を起し、国が私達を中国に派遣して行かせたのに、ひどすぎる」

一方、父親が軍関係者だった残留孤児は、逃避行の際、特別の優遇を感じていた。彼らは敗戦前、他の日本人より早く情報を受け、兵士の警護を受けつつ、優先的に鉄道で逃亡した。

* 「戦局が悪くなると、私達軍人士官の家族は上からの命令で、先に帰国することになり、鉄道を利用して、2～3人の兵士に警備してもらって集団で南に移動した。牡丹江から吉林市までたどりついた時、敗戦になった。吉林市につくと、私達は士官家族なので皆、鉄道の近くにある二階建てのアパートに泊まった」

「実父は軍工場の技術者で、私達はその家族だから、他の人より早く情報を得て、列車で撤退することができた」

【難民収容所での越冬】

逃避行の果てに、日本人の避難民は難民収容所に収容された。難民収容所は倉庫・学校・軍施設、または「大きな帆布のテント」の場合もあった。多くの避難民は複数の難民収容所を転々と渡り歩き、そこで越冬した。

難民収容所の生活は悲惨だった。1部屋に4～5家族が詰め込まれ、零下30～40度にもなる極寒の中、窓もドアも奪われて吹きさらしで、水道管は凍って飲み水も出なかった。収容所に入り切れず、路上生活する人々もいた。食糧・燃料・衣類・医薬品は不足し、衛生状態も劣悪で、餓死・凍死・病死者が続出した。ある残留孤児は、「難民収容所にいた日本人の6割位は餓死・凍死した」と語る¹⁰⁾。

* 「長春の難民収容所は各地から集まってきた日本人で溢れかえり、とても入れなかった。それで、外にごさを敷いて住んだ。寒くて寒くて、死んだ人の服を剥いで着たり、麻袋を被ってしのいだ。瀋陽の難民収容所は加茂小学校という学校だったが、窓もドアも中国人に奪われ、外より寒いほどだった。雪が降り、水は凍って飲水もなかった。収容所に入れず、外で住む人もいた。皆、寒くて横たわっていた。食糧も衣服も靴もなかった。

収容所の前に、家が二軒入るほどの大きな穴を掘り、死んだ人を埋めていたが、それでも足りないほど、毎日、次々に人が死んでいった。墓穴には、衣服をはぎとられた死体が山と積まれていた。牡丹江の難民収容所ではトウモロコシのお粥ももらった。鍋だらけのナベで煮たような変な色をしていたが、それでも食べるしかなかった。どの難民収容所でも毎日毎日、多くの人が死んでいた」

「食物も衣類もなく、撫順の3階建ての難民収容所は人でびっしりだった。1部屋に4～5家族が暮らしていた。畳ではなく床で、床は水に濡れたような感じだった。空腹に加え、凍るような寒さに襲われ、多くの人が餓死・凍死した。当時、撫順が一番寒かった時期はマイナス40度にもなり、毎日、死人が出た。死人は引っ張って行かれ、どこかに埋められた」

「難民収容所は、大きな帆布のテント内にごさのようなものが敷かれただけで、非常に寒かった。食糧はコウリヤンや黄豆だった。当時、ひどく体調が悪く、重度の栄養失調だったと思う。水道管も凍ってしまい、水も出なかった。私はその難民収容所で3カ月もいたような気がする。一番寒い時期だった。身体にかけられる布団も食物もなく、病気が蔓延していた。私もあと半月長くそこにいたら、死んだと思う。そこにいた日本人の6割位は餓死・凍死した」

「吉林市の難民収容所は寒く、元旦が近づくと、もうたまらないほどだった。服も食糧も薬もない。ちょっと風邪をひくと、すぐ死んでしまう人が多かった。身体はすごく汚れ、服もぼろぼろで、シラミもいっぱいだった。日本人は人間ではないという感じだった。多くの日本人が死に、遺体は裸体にされて馬車に山積みになされ、大きな穴に放り込まれて焼かれた」

「通河県の難民収容所には何もなかった。冬になってもコンクリートの地面に稲ワラや草を敷いて寝た。レンガで作った暖炉があったが、火も弱く、全然当てにならなかった。耐えられないほど寒く、空腹で、焦りもあり、私の母は病気になるまで、自分のことさえどう守るのかも分からず、他の人のことまで考えられなかった」

「嫩江の難民収容所では、大勢が一つの大きな部屋に閉じ込められ、笑顔など全くなく、重苦しい雰囲気だった。零下30度以下だが、セメントの床に薄い毛布のようなものが敷いてあるだけで、凍死するほど寒かった。服も足りず、毛布一枚しかなかった。寝る時も、家族で1枚の布団にくるまり、とても寒くて悲惨だった。1日2回、粟やコウリヤンの浮いた粥のような粗末な食事が与えられるだけで、全然足りなかった。収容所のあちこちに寝たきりで動けない人がおり、次々に人が死んでいった」

残留孤児の家族も、難民収容所で次々に餓死・病死・凍死していった。ある残留孤児の実母は助産婦もいない難民収容所で出産し、母子ともに死んだ。年少の弟妹の死亡率は特に高かった。年長の兄姉は、中国人の養子・妻として引き取られていった。

* 「長春の難民収容所で皆、伝染病になり、3日もたたないうちに弟と妹が死んだ。瀋陽の難民収容所で、もう一人の弟が死んだ。私は7人家族だったが、5人が中国で死んだ。生き残った

のは、私と実父の2人だけだ。中国に死に行ったようなものだ」

「撫順の難民収容所で半月も経たないうちに、実母と弟4人、妹も全員、餓死・病死した。家族の中で、私一人だけが生き残った」

「瀋陽の難民収容所に来て1週間もたたないうちに、母(48歳)・妹(5歳)・兄(13歳)が死んだ。兄は逃げる途中、ソ連軍の飛行機の掃射で弾丸の破片が足に入ったまま化膿していたから、もうだめだった。母が死んだ時、残った5人のきょうだいは泣き続けた。生きる気力も失い、寒さのなか、ムシロを被って寝たきりの状態になった。死んだ妹は、私がずっと面倒を見ていたから一番仲がよかった。妹は栄養失調で痩せ細り、顔が真っ黒になって死んだ。その後、ある中国人が姉(19歳)を嫁にほしいと言ってきた。姉は、自分の病気を治してくれ、凍死しそうな弟妹に何か着るものをくれるなら、嫁になってもいいと言った。それで中国人は私達に分厚い綿入れの服と少しのお金をくれた。姉はその中国人の嫁になった。でもまもなく姉は死んだと聞かされた」

「両親は瀋陽の難民収容所で、病気に加え、飢えと寒さで死んだ。私はあらゆる苦しさを味わった。私の下の弟(5歳)も収容所で栄養失調で死んだ。私も栄養失調で歩けなくなった」

「難民収容所で母も風邪を引いて死んでしまった。2〜3人の人が、死んだ母を運んで出て行った。私は一人ぼっちになった」
「難民収容所で私の一番下の弟(3〜4歳)も死んだ。父親も病気になる、全身が腫れてしまった」

「母(31歳)は牡丹江の難民収容所で病死した。母は食物を子供に分け与え、自分は食べなかったで栄養失調で、もう限界だった。母は畳の上に座り、壁にもたれたまま死んだ。その時、私と弟は実母のそばに座っていた。実母が死ぬと、畳ごとどこかに運ばれていった。私達は呆然とそれを見送った。私も立えないほど衰弱していたから、後も追えなかった」

「嫩江の難民収容所で母は、医者も産婆もない中で弟を生んだが、難産による出血で死んだ。赤ん坊も産まれてすぐ死んだが、母の死体の隣におきっぱなしだった。母の出産時、私は2歳の下の子をひざに抱き、母のそばに座っていた。母はほとんど目もあけず、何も話さず横たわっていた。一度だけ、母は一筋涙を流した。寒さで、口から白い湯気が出ていたが、ふと途切れた。あわてて母の鼻に手を当てたら、息をしていなかった。私は一番下の弟を抱いて母を呼び続けたが、反応はなかった。私は泣き叫び、気を失ってしまった。その後、私は毎日、たくさんの死体が並ぶ死体置き場の母の遺体の所に行って、泣き続けた。母も死に、父もどこに行ったかわからず、これからどうすれば生きていけるだろう、誰に頼って生きていけばいいのか、不安と寂しさで一杯だった」

「那吉屯の難民収容所で食物も着るものもなく、母と二人の姉は死んでしまった。ほとんど食料がなく、ジャガイモを拾って食べる毎日で、また伝染病が流行ったため、私と次兄以外の6人は皆、栄養失調や病気で死んでいった。母は難民所で死んだ時、40歳前後だと思ふ。弟も死んだ。多分、栄養失調だ。私もガリガリに痩せて病気で寝込んだ」

「黒竜江省通河県の難民収容所で、父が死んだ後、母も瀕死状態で、二人の姉は中国人に引き取られ、連れて行かれた。家もなくなり、家族もバラバラになって、母は精神的に崩れ、また飢えと寒さで、病死した。上の兄と姉は皆、大きいから、それぞれどこかに生きる道を探しに行った。下の2人の姉と私、母が難民収容所にいた。そのうち、下の2人の姉も中国人に引き取られていった。私はもう何も思い出せない。小さい時に会った様々なことで、あまりにも大きなショックを受けたからだ。一番苦しかったのは母だと思ふ」

【越冬の背景】

1945年8月のソ連進攻および日本敗戦の直後に残留孤児達が日本に帰国できず、難民収容所で越冬せざるをえなかったのは、次のような事情による。

まず1945年8月以降、日本政府は日本人避難民に対し、現地土着政策をとった¹¹⁾。大本営は8月9日、「戦後将来の帝国の復興再建を考慮して、関東軍総司令官は、なるべく多くの日本人を、大陸の一角に残置することを図るべし。之が為、残置する軍、民日本人の国籍は、如何様にも変更する可なり」との命令を出した。外務省も同月14日、満州を含むアジア諸国の在外機関に対し、「ポツダム宣言受諾に関する在外現地機関に対する訓令」を発し、居留民はできる限り現地に定着せしめる方針を打ち出した。さらに大本営・朝枝繁春参謀は同月26日、「一般方針」として「内地における食糧事情及思想経済事情より考ふるに既定方針通り、大陸方面においては在留邦人及び武装解除後の軍人は、ソ連の庇護下に満鮮に土着せしめて生活を営む如くソ連側に依頼するを可とする」、「満鮮に土着せる者は、日本国籍を離るるも支障なきものとす」と報告し、同月29日には大本営総参謀長、9月24日には次官会議がこれに同意した。駐満州大使は8月30日、電報で「在留邦人の流民化と死者続出」の見通しを伝え、「婦女子病人を先にし帰国を要するもの(推定約80万人)の内地送還」を政府に懇願したが、日本政府は翌31日、改めて「将来に備へ出来得る限り現地に於て共存親和の実を挙げべく忍苦努力するを以て第一義たらしむる」と指示した。

また1945年10月25日には、GHQの指令により日本政府の外交機能が停止され、引揚援護事業もGHQの計画にしたがって実施されることになった。GHQは、軍人・軍属の復員と緊急を要する地域の日本人の引揚を優先し、一般邦人については各国との協定によって順次帰還させる方針を採用した¹²⁾。またGHQは1946年3月16日になってから「引揚に関する基本指令」を出し、海外在留日本人の引揚に関する方針を示した。しかし「満州」を実効支配していたソ連極東軍の最高司令官はこの方針を受諾しなかった。

ソ連軍は1946年4月頃、在留日本人の引揚措置をとらないまま「満州」から撤退した。そして1946年5月、米軍代表と中国東北保安司令官(国民党軍)の間で在留日本人の帰還に関する協定が締結され、ようやく「満州」からの日本人の引揚が開始された。ただし、この集団引揚で帰国できたのは、日本への引揚船が出航する葫蘆島まで自力移動できた者に限られる。既に実父母と離死別していた残留孤児には、それはほぼ不可能だった。また実父母が生存していても、幼少で瀕死の子供を葫蘆島まで連れて行き、乗船させることは困難であった。

第2節 逃避行と難民生活にみる諸類型

さて、逃避行の経路や難民生活のありようは、残留孤児の年齢、および敗戦時の居住地の違いによって、3つの類型に分けられる(表2-1・2・3参照)。

【《Aタイプ》——列車での逃避行と浮浪児】

まず《Aタイプ》は、黒竜江省等の農村から遼寧省等の都市まで逃避行を続けた残留孤児である。彼・彼女らの多くは1937年以前に生まれ、敗戦時8歳以上であった。日本の長野県伊那地方や関西地方等の農村に生まれ、1930年代と早い時期に、黒竜江省密山県、同綏稜県、吉林省敦化県の開拓団等、鉄道沿線に比較的近い地域に入植した。彼・彼女らは、牡丹江・ハルビン・長春・吉林・敦化等まで徒歩で逃げ、そこから貨物列車に大勢詰め込まれ、瀋陽・撫順等、遼寧省等の大都市に到達した。

《Aタイプ》の貨物列車での逃避行も凄惨・苛酷だった。列車は超満員で、車内では食糧も水も不足し、あまりの苦しさ飛び降り自殺したりする人もいた。車中で死ぬ人も多かった。そしてそうした列車さえ不足し、大勢の人々が駅に置き去りにされた。

*「牡丹江で、窓もない貨物列車に押し込められた。列車から飛び降りて逃げる難民もいれば、列車に乗りたがらない難民もいた。その場で死んだ難民もいた。吉林や長春、瀋陽で列車を降

表2-1 逃避行の諸類型

敗戦時居住地		黒竜江省等			遼寧省等 都市	計
		農村				
タイプ		A	B	C		
到着地	遼寧省、都市	9				9
	吉林省、都市	1		1		2
	黒竜江省等、農村		8	4		12
	記憶なし		2	6	13	21
出生年	1937年以前	7	3			10
	1938年～	2	7		1	10
	1940年～	1		9	5	15
	1944年～			2	7	9
渡満年次	1930年代	5	1	1	1	8
	1940年～	1	1	1		3
	1944年～	2	6			8
	不明	2	2	9	12	25
渡満以前居住地	長野	3	1			4
	樺太		1			1
	関東	1			1	2
	関西	3	1			4
	四国	1	1	1		3
	九州		4			4
	不明・中国等	2	2	10	12	26
交通	徒歩+列車	10	2	2		14
	徒歩		6	3		9
	記憶なし		2	6	13	21
計		10	10	11	13	44

注：敗戦時居住地は、引き取られた状況に基づく推定を含む。

交通は、逃避行の交通手段。

資料：実態調査より作成

りる人もいたが、私達家族は撫順で降ろされた。私達も長春で降りようとしたが、降りられなかった。ハルビンでも一度降りたが、また押し寄せられた。列車はスピードが遅く、1カ月以上かかったように思う。列車に揺られ、食物もなく、空腹で意識も朦朧となった。貨物列車だから窓がなく、中は真っ暗だった。皆、息苦しくなり、列車の走っている途中、ドアを開け、飛び降り自殺する人もいた。車中で死んだ人もいた。各駅でドアを開ける瞬間、皆、降りたがって押し合いになった。列車では食物や水を少し持っている人がいたので、皆で助け合い、ほんの少しを食べ、少しだけ水をなめた。水は飲んではいけない。なめるだけだった」

「貨物列車は屋根も壁もなく、危険だった。列車が揺れると、一人また一人と転落し、置き去りにされて死んでいった。そうした列車でさえ少なく超満員で、全員は乗れなかった。列車に乗り切れず、離ればなれになる家族の名前を必死で呼び合う声が、今も耳に残っている。長春から貨物列車に乗って瀋陽まで行くことになったが、抽選で順番だった。終着駅に到着すると幾人もの人が車内で死んでいた」

《Aタイプ》の残留孤児が遼寧省等の都市の難民収容所にたどり着いたのは、1945年10月末～12月にかけてであった。ある孤児は、「黒竜江省の開拓団を出た時は1000人位いたが、途中で死んだり、行方不明になったりして、瀋陽にたどりついた時は300人もいなかった」と逃避行の過酷さを語る。

比較的年長の《Aタイプ》は難民収容所で浮浪児となり、物乞いをしたり、食糧を盗んだりして、自らかろうじて命をつないだ。「私達のような人間は、今まで気も狂わずに生きて来られただけでも幸せだ」と語る残留孤児もいる。

*「ハルビン・長春・瀋陽で私は乞食をした。毎日、町に出て、よその家の前で『残ったご飯を下さい』と何度もやった。命を守るためには仕方なかった。物乞いでもらった粟を、路面に張った水を溶かした水で煮て食べて生き延びた」

「腹が空いてたまらず、物乞いもしたし、物も盗んだ。食べ物を盗もうとして見つかり、蹴つとばされ、手がちぎれそうになったこともある。拾って食べたり、ある老女が果物を洗った後の汚水をもらって飲んだこともある。お腹が水で膨らみ、病気にもなり、何度も死にそうになった。私達のような人間は、今まで気も狂わずに生きて来られただけでも幸せだ」

「昼間は外に食べ物を拾いに行った。私達は駅に行き、貨車からこぼれた豆を拾って食べた。豆ばかり食べたから皆、腹がとても大きく膨らみ、首はすごく細かった」

【《Bタイプ》——流浪・「匪賊」・集団自殺】

これに対し、《Bタイプ》は、黒竜江省等の農村内部を徒歩で流浪する形で逃避行を行った。彼・彼女らの多くは1938～1939年に生まれ、敗戦時6～7歳だった。鹿児島県(奄美大島)、宮崎県、香川県など、西日本の温暖地域に生まれ、1944年以降つまり日本の敗戦が間近になってから、実父母とともに渡満した¹³⁾。入植先は、黒竜江省の方正県・通河県・依蘭・寧安県、内蒙古自治区等、対ソ軍事戦略の拠点で、鉄道沿線から特に遠隔地が多かった。《Bタイプ》

表2-2 逃避経路の事例

A タ イ プ	1	黒竜江省密山県→牡丹江上流→牡丹江市→ハルビン→長春→瀋陽(冬)	
	2	黒竜江省密山県→牡丹江市→ハルビン→長春→瀋陽(10月下旬)	
	3	吉林省敦化→瀋陽(12月頃)	
	4	黒竜江省松興県→瀋陽(11月)	
	11	黒竜江省密山県→牡丹江市→ハルビン→長春→瀋陽(11月)	
	12	吉林省敦化→長春→瀋陽(12月頃)	
	13	黒竜江省綏稜県→牡丹江→ハルビン・拉古屯→吉林→長春→瀋陽→撫順	
	14	黒竜江省ハルビン市→撫順(晩秋)	
	15	黒竜江省牡丹江→撫順市	
	21	黒竜江省牡丹江→吉林市(初冬)	
	B タ イ プ	6	黒竜江省通河県(晩秋または初冬)
		7	黒竜江省团山屯→流浪→团山屯
		8	黒竜江省勃利県→拉古屯→牡丹江
		9	内蒙古大躍跡莊→阿龍旗・那吉屯(11月頃)
		10	黒竜江省大羅密→依蘭付近→徳漠利
16		黒竜江省嫩江→流浪→嫩江	
17		黒竜江省依蘭→流浪	
C タ イ プ	19	黒竜江省東寧県→南湖頭→東京城→自行車	
	24	不明→長春市郊外二道河子	
	27	黒竜江省ジャムス→ハルビン	
	35	黒竜江省牡丹江→ハルビン郊外	
	36	黒竜江省寧安→敦化県大石頭鎮(真冬)	
37	黒竜江省鷄西→牡丹江林口		

資料：実態調査より作成。数字はケース No.

のある残留孤児は、「鉄道沿線に住んでいた人なら、日本に逃げることもできたかもしれない。でも私達は、鉄道から遠く離れていたから、どうしようもなかった。私達より年上で物事がわかっている人も、何とか日本に帰国できたかもしれない。でも私達のような幼い子供達は、なすすべもなかった」と語る。

《Bタイプ》では、逃避行に出る以前に、「匪賊」やソ連軍の襲撃を受けたケースも少なくない。実父が「匪賊」との銃撃戦で殺されたり、負傷して自殺してしまった残留孤児もいる。ソ連軍の襲来には反撃の余力すらなく、略奪をほしのままにされ、多くの日本人が集団自殺に追い込まれた。

* 「1945年10月のある夜中、中国人匪賊が日本人村を襲撃してきて金品を略奪し、村の日本人男性をほとんど殺した。子供や年寄りは一つの部屋に集められた。身体中を物色され、金品を奪われた。翌日、家に帰ると、家中が目茶苦茶だった。父も殺されていた」

「ある日、匪賊が襲ってきて、大人は皆、本部にある銃等の武器を手にして一晩中、戦った。銃撃戦は激しく、死者・負傷者がたくさん出た。医薬品もなく、医者も手をつけられなかった。負傷者に何か注射をすると、すぐに死んでしまったことだけは覚えている。私の実父も、その戦いで殺された。実父は46歳だったが、重傷を負い、自殺する力さえ残ってなく、そばにいた日本人に一発で撃ち殺してくれと頼んだ。そばにいた日本人はやむなく父を撃ち殺した。それは私の目の前で起きた。父の死体

は、たくさんの死体とともに建物に入れ、火をつけて焼いた。その時の苦しみは言葉で表現できない。匪賊の機関銃に銃撃され、集団自殺するしかなかった人もたくさんいた。私達はある大きな倉庫のような部屋にいた。大人達は、もし負けたら、その部屋にあるガソリンのドラム缶に火をつけ、全員、自殺しようと思っていたようだ。激戦が続き、翌日、ソ連軍がやって来た。ソ連軍は大部隊だから、戦っても勝ちめがないので、それでやっとなりになった。私達は投降した。ソ連軍は、本部にあったガソリンのドラム缶や銃・銃弾をすべて没収していった。だから私達は、自殺しようにもその道具さえなくなった。それで日本人は皆、散り散りになり、自殺する人もいれば、どこかへ逃げて行った人もいた。私の小学校の先生は、一家3人全員が麻縄で身体を一緒に縛り、一斉に河に飛び込んで自殺した。母も私達を連れて大勢の難民と一緒に松花江に行き、飛び込んで自殺しようとした。私はまだ物事がよくわからなかったが、それでも死にたくなかった。私達は河を離れ、必死に逃げまくった。私達は、そんな恐怖の渦中から逃げ出した人間だ。何とか死を逃れたが、その後はあちこち逃げ回り、夜には泊まる場所もなく、昼には歯をくいしばって飢えを忍んだ。残された母と私達が、その後、どんなむごい目にあわされたか。あなた達には想像もつかないだろう」

そして《Bタイプ》が越冬したのは、牡丹江、嫩江、那吉屯、通河等、主に黒竜江省の農村・地方都市の小規模な難民所であった。

【《Cタイプ》——黒竜江省農村での路上放置】

《Cタイプ》は1940年以降に誕生し、敗戦時に5歳以下で、逃避行や難民生活に関する記憶が少ない。

しかし、《Cタイプ》の多くは次章で述べるように、黒竜江省等の農村の路上・戦場跡に放置されていたところを中国人に引き取られた。そこで《Cタイプ》も《Bタイプ》と同様、黒竜江省等の農村を徒歩で流浪していたと思われる。ごく一部の《Cタイプ》の断片的記憶も、そのことを裏付ける。

* 「正確にはわからないが、まわりの人が皆、農業をしていたから、開拓団だと思う。鷄西市郊外の農村から、私達は慌てて馬車に乗って逃げ始めた。ソ連軍がやってきたからだ。家の中のものは何も持たず、逃げたようだ。牡丹江林口まで逃げたが、当時、私は自分がどこにいるのかも分からなかった」

「寧安県の開拓団で敗戦時、大砲は3日も響いた。実母は、姉(6歳)と私(4歳)・妹(2歳)を連れ、40人位の集団で逃げた。うちは農村だから、都市の駅まで逃げなければならず、疲れ果てるまで、ずっと歩き続けた。物乞いをして、疲れたらぼろぼろの部屋に泊まった記憶がある。2カ月も逃げまわったような気がする。私はどこへ行くとも知らず、ひたすら母とともに山を越えて歩き続けた。真冬になって敦化県大石頭鎮にたどり着き、大雪でどこにもいけない状態になった」

「敗戦前後のことはほとんど覚えていないが、どこかを逃げまわり、倉庫のような大きな暗い部屋に隠れていたような気がする。その時、母に抱かれていたようだ」

表2-3 敗戦後、本人が中国人に引き取られる時点までの家族動向

居住地	黒竜江省等、農村			遼寧省等 都市	
	A	B	C		
中国で 死去	ソ連軍に殺害	11(父)	10(父) 17(母、妹)	37(母)	40(父)
	匪賊に殺害		6(父) 9(父)		
	病死・ 餓死・ 凍死	1(父、母、弟) 2(父)、14(弟) 3(祖母)、 4(弟・生死不明)、 11(母、兄、弟、妹) 12(弟、妹、弟、祖母) 13(母、弟、弟、弟、妹) 21(母、妹)	8(母、妹) 9(母、姉、姉、弟) 10(弟) 16(母、弟) 19(母、妹、弟)	24(弟) 36(弟、妹) 27(姉、姉)	29(姉)
	ソ連抑留	13(父)、 21(父)	5(父、兄)、 8(父) 16(父)	27(父)	
	生き別れ	11(姉、弟) 15(父、兄、弟)	5(姉、姉、姉、兄) 6(姉、姉、姉、兄) 7(義父、義母) 16(弟)	37(兄、兄、兄、兄) 27(母、兄、姉、姉) 24(母)	43(弟) 20(父、兄、兄) 29(兄)
家族死去等不明		18	22,23,25, 34,35,38, 39	26,28,30,31, 32,33,42,41, 44	

注：居住地は、引き取られた状況に基づく推定を含む。

資料：実態調査より作成。数字はケース No.

第3節 敗戦後の都市難民生活

以上のような黒竜江省等の農村居住者に対し、遼寧省等の都市に住んでいた残留孤児は、そのほとんどが敗戦時5歳以下、過半数が0～2歳で、当時の記憶はほとんどない。

ただし、彼・彼女らは、ごく断片的な記憶や中国人に引き取られた時の状況から判断すると、逃避行の経験はなく、敗戦後も実父母とともに遼寧省等の都市で難民生活をしてきた。

都市の難民収容所やあばら家での難民生活は過酷で、「餓死寸前だった」と語る残留孤児もいる。しかしそれでも、ソ連軍の直撃を受け、遠隔地から数カ月間にわたる逃避行を余儀なくされた農村出身者に比べれば、地元都市出身者の実父母の生存率は高く、その生活基盤や社会関係も相対的にはましだったといえよう¹⁴⁾。

- * 「敗戦後、父は丹東市で失業し、母も日本人教師の仕事がなくなり、餅を作って販売してかろうじて暮らしていた。当時、日本人が作った餅はおいしいと、中国人によく売れた」
「敗戦後、実父母は大連市にいたが、生活は貧しくなった。実父母は道端にごさのようなものを敷き、その上に家の物をもって来て売っていた。しかし生活は一層苦しくなり、まわりの中

国人にも憎まれて、物乞いに行くしかなかった」

「敗戦後、母はジャムスで4人の子供を抱えて困っていた。敗戦直後、もう一人子供が生まれたが、栄養失調ですぐ死んだ。父が勤めていた建築会社も解散になったが、日本に帰れる見通しも立たなかったのも、父は引き続き大工としてあちこちで働いていた。それでもお金がなく、貧しかった。母が私を生んだ時、金がないので病院にも行けず、産婆も呼べず、次姉(11歳)が助産婦代わりをして臍の緒も切った。次兄(8歳)がお湯を沸かして手伝った。当時、食糧もなく、一家は餓死寸前だった。母は衰弱して母乳も出ず、私もすごく痩せこけ、後に母は私に『あなたが小さい時、とても生きのびられるとは夢にも思わなかった』というほどだった」

第3章 中国人に引き取られた状況

最後に、残留孤児達が中国人に引き取られた経過・状況を分析しよう¹⁵⁾(表3-1参照)。

第1節 黒竜江省等の農村——逃避行——見ず知らずの中国人へ

黒竜江省等の農村に居住していた残留孤児は、その多くが数カ月間にわたる逃避行と難民生活の過程で実父母と死別・離別し、全く見ず知らずの中国人によって引き取られた¹⁵⁾。

【1939年以前に誕生した残留孤児——実父母と離死別】

1939年以前に誕生した、敗戦時6歳以上だった残留孤児(《Aタイプ》および《Bタイプ》)は、中国人に引き取られた時の状況を、鮮明に記憶している。彼・彼女らは「このまま死を待つか、それとも現地中国人に救いを求めるか」の二者択一を迫られたのである。

まず実父母と離死別したケースでは、次のパターンがみられる。第1は、残留孤児本人が難民収容所等で直接、見ず知らずの中国人に引き取られたパターンである¹⁶⁾。

- * 「瀋陽の難民収容所で、弟と二人きりになった。栄養失調で動けなくなっていると、日本語が話せる中国人が来て、『中国人の家に行くか』と聞いた。もちろん『行く』と答えた。両親も死んだし、このままだと私達も死ぬに決まっているから。それで養父の家に行き、1カ月暮らしたが、その後、弟は別の中国人の家に引き取られた」

「瀋陽の難民収容所まで逃げて来たが、家族はすべて死に、一人ぼっちだった。氷点下で寒く、食物もない。そんな中、毎日、中国人が難民収容所にやってきた。もうすぐ自分も死んでしまうと思っていたある日、後に養父になる中国人がきて、『俺の家に行こう。白いご飯があるから食に行こう』と手振りと言った。私は自分の命は自分で守るしかないと決心して、連れていってもらった。それで、命が助かった」

「瀋陽の難民収容所で、父母もなく、最後まで一緒にいた伯母も病気で危篤になり、私の面倒をみられなくなった。1946年3月頃、中国人の養父母が難民収容所を訪れ、誰も私の面倒を見てくれないのを見て、私を引き取った。養父母が私に物をくれたから、私はついて行ったと思う」

表3-1 中国人に引き取られた場所・経過

敗戦時居住地		黒竜江省等、農村			遼寧省等、都市	計		
タイプ		A	B	C				
引き取り地 域	農村	黒竜江省		9	7	16		
		その他		1	3	4		
	都市	黒竜江省			1	2	3	
		吉林省	1			2	3	
	遼寧省	9			9	18		
引き取り場 所	難民収容所		8	4	1	2	15	
	路上・戦場跡		1	1	7	2	11	
	その他		1	5	3	9	18	
引き取り経 過	見ず知らず	実父母	離死別	5	7	9	2	23
			生 存	4			2	6
			再 婚		2	1		3
	知人					8	8	
	その他	1	1	1	1	4		
計		10	10	11	13	44		

注：実父母生存＝実父母の一方または両方が生存して一緒にいた。
見ず知らず＝中国人の引き取り手が、実父母からみて見ず知らずの人物。

知人＝中国人の引き取り手が、実父母からみて知人または知人の紹介。

資料：実態調査より作成。

第2に、生き残っていた兄弟等の肉親によって、見ず知らずの中国人に託されたパターンもある。

*「瀋陽の難民収容所で、このまま死ぬか、それとも中国人の養子になるか選択しなければならなかった。中国人は日本人と違う感じがして、怖かった。ある午後、一人の中国人男性がやって来て、私を養子としてもらいたいと言った。私が『いや。怖い』と言うと、兄が『行け。行けば、ご飯だけは食べられるから』と勧めた。私は、難民収容所の庭にある大きな墓穴の所に走り出て座り込み、死んだ母と妹の名前を呼びながら泣いた。そこに兄が来て泣きながら、『お前、死にたいなら死ぬ。ここ（難民収容所）にいたら、凍死するか餓死するしかない』と言った。私は『絶対いやだ。言葉もわからないし、（中国人の家に）行くくらいなら、ここで死ぬ』と言い張った。兄は怒って、無理やり私を部屋の中に連れ戻し、『その中国人の家まで一緒に行ってあげるし、後で必ず連れ戻しに行く。しばらく預かってもらい、命を助けてもらうだけだ。お願いだから、行ってくれ。きょうだい皆で、生きて日本に帰ろう』と私に頼んだ。この兄の言葉を信じて、私はその中国人が持参していた毛布を被り、兄と一緒にその人の家に行った。本当に寂しくて寂しくてたまらなかった。私には、中国人の子供になるしか、生きる道がなかった。恐ろしい戦争のために、つらい目にあい、家族をなくし、異国で一人ぼっちになってしまった」

「黒竜江省延寿県を逃避行中、両親もなく、2人の姉が歩けなくなった私を見かねて、地元の中国人に託した。姉は私が足が

腫れあがり、歩けなくなったのを見て、私を大通りに面した地主の家にあげた。姉は、『とりあえずここに一時預かってもらって。後で迎えに来る』と言った。私は、養父母に引き取られて1週間も経って、ようやく歩けるようになった」

「1946年頃、内蒙古阿龍旗の難民収容所に兄と二人、取り残されていた。私はガリガリに痩せこけ、病気で寝込んでいた。そこに蒙古軍の日本語の上手な連隊長が通りかかり、兄に『君の弟は、このままだと死んでしまうよ』と言った。兄もその通りだと思い、『弟の病気を治してください』と頼んで私を連隊長に託した。兄とはそのまま別れることになった」

第3は、難民収容所にいた肉親以外の日本人が、金銭・食糧と引き換えに中国人に斡旋したパターンである。子供の代金は「当時の金で150元」から「饅頭」まで多様である。

*「撫順の難民収容所で、両親もなく一人でいた。難民収容所に一人の日本人の老女がいて、時々、私達のような子供を外に連れていき、一人一人中国人に売っていた。1946年2月、私の養母（中国人）が難民収容所を訪れた。日本人の老女は、5人の子供を集め、養母に見せた。5人の子供の中で私は一番小さかった。老女は養母に私を買うように勧めた。養母は私の様子をみて、『首がそんなに細いのに、腹は大きく膨らんでいる。病気にかかっているようで、引き取っても死ぬんじゃないか』と言った。老女は、『でも、十数歳の大きな子をもらったら、物事ははっきり覚えている。幼い子の方が記憶がなくていいよ』と説得した。『でも、この子は生き延びられるかな』と養母は半信半疑だった。私は当時、すごく腹が膨らみ、死にかかっていた。だから老女は一日も早く私を誰かに引き取ってほしくて、一生懸命に勧めたのだ。それで養母も心が動いた。『とにかく連れて帰ろう。生きのびられるか死ぬかは運に任せよう』。私を買う時の値段は、解放前のお金で150元だったそうだ。老女は私を連れて養父母の家に行き、食事をもらい、金を受け取った。老女が帰った後、私はずっと泣き叫び、老女を呼び続けた」

「黒竜江省拉古屯の難民収容所で、弟と2人残され、2人とも中国人（後の養父）に連れて行かれた。私達を養父に託したのは、同じ難民収容所にいた日本人女性だ。養父は、一度目に子供をもらいに来た時は、もらえなかったそうだ。二度目、養父は饅頭をたくさん持って行き、その日本人女性にあげたから、私達を渡してくれた。当時、その女性は養父に『子供の両親は死んだ』と言ったそうだ。でも本当は、実父の生死は不明だった（後に判明したところによれば、実父はシベリアに抑留されていた）。私と弟は、同じ庭の隣家どうしに引き取られた」¹⁷⁾

「黒竜江省の団山屯で乞食のような生活をしていると、中国人が日本人の男の子がほしいと言って、引き取りにきた。それで私を連れ帰った。当時、私達は両親もなく、世話をしてくれていた30歳代の日本人女性も乞食のような生活で苦しんでいた。この女性が私達を中国人にあげた。私は馬車でその中国人と一緒にいった。1945年9月頃のことだ」

なお遼寧省等の都市まで逃避行を続けた《Aタイプ》は、敗戦時8歳以上と年長者が多いので、残留孤児本人が直接、中国人に引き

取られたパターンが多くみられる。これに対し、黒竜江省等の農村内部を流浪した《Bタイプ》は、敗戦時6～7歳と若干年少であったため、兄姉等の肉親が託したり、第三者の日本人が斡旋したパターンが特に多くみられる。

【1939年以前に誕生した残留孤児——実父母のいずれかが生存】

一方、1939年以前に生まれた残留孤児の中でも一部には、実父母のいずれかがかろうじて生存し、一緒にいたケースがある。その場合もまた、《Aタイプ》と《Bタイプ》では明らかな差がある。

まず《Aタイプ》は、遼寧省等の都市の難民収容所までたどりつき、「このままでは子供が死んでしまう」という極限状態の中で、実父母が子供だけでも何とか生き残らせたいと願い、見ず知らずの中国人に子供を託した。その際も、金銭の授受があった場合が多い。

*「撫順の難民収容所で弟が危篤になった時、実父は私を日本語ができる中国人の商売人を介して、養父母を紹介された。多分、一つには私が餓死しないように、もう一つには私をあげるかわりに物をもらい、父親自身の病気を治すためだと思う。私をあげた後、弟はすぐ死んだそうだ。仲介者は人身売買の人だと思う。当時、数人の日本人の子供がこの中国人を通して売られたから。大人達が何を話しているのか、私にはよくわからなかった。2日後、実母は『町に買い物に行こう』と私を騙した。私は喜んでついて行った。見ず知らずの中国人の家に連れて行かれるなんて、思いもよらなかった。後に養父になる中国人の家まで、歩いて2時間位だった」

「瀋陽で、実父母が私を見ず知らずの中国人に託した。子供をほしがっていた中国人（養父）が、このままでは死んでしまう日本人の子供がいるという噂を聞いて、引き取りにきた。最初、養父は食物を持って見にきたが、言葉が通じず帰った。翌日、また養父は通訳を連れてきた。そして私を引き取った。私が寝ている間に、養父が私をおんぶして連れて行った。私は目が覚めたら知らない所にいるし、言葉もわからないので、大泣きに泣いてご飯も食べなかった。養父は仕方なく、また私を実父母の所に連れて戻った。連れ戻った日、ちょうど私の弟が死んだ。実父は『見てごらん。お前が戻ってきたら、こんな目に会うんだよ』と言った。父は弟を埋めようとしたが、地面が凍てつき、掘れなかった。父は弟の髪と爪を切り、『日本で墓をつくって埋めるからね』と言った。そして父は、弟を埋める場所を捜しに出て行った。実母も私を抱き、泣きながら『この人（養父）と一緒に暮らすように。お前一人だけでも命を助けてもらって。そうしないとお前も死んでしまうよ』と諭した。それで私は養父についていった」

「撫順の難民収容所で1945年11月頃、実母が中国人の養父母に私をあげた。食物もなく、生き延びるためにそうするしかなかった。養父母の家に送られたとき、実母は『しばらくここにいなさい。何日かしたら、迎えに来るから』と言い残して帰った。でもいくら待っても迎えにこなかった。それで私が泣き出すと、養父が私を殴ってきた。そして『もう泣くな。実母はお前を棄てた。もうここにいる』と言った。私はしばらくずっと抵抗していたが、しかたなく泣くのをやめた」

「1945年11月、瀋陽南駅で継母が私を中国人（養父）に売った。

継母は『父と一緒に迎えにくる』と言って、私を中国人に渡した。養父母は継母にたくさんのお金を渡した。継母は私を売ったお金で、自分は日本に帰った」

このように実父母をはじめとする肉親が子供を託した《Aタイプ》の場合、引き取り手の中国人は難民収容所等の近くに住んでいることが多かった。そこで肉親達は子供を託した後も、引き取り手の中国人のものを、子供の安否確認のために訪問している。また日本への帰国の目処がたった時点で、子供に面会に行った肉親もいる。しかし日本まで安全に帰国できる保証もなく、または中国人に子供の返還を拒まれ、一緒に帰国することはかなわなかった。

*「実母は、私をあげた3カ月後、少し暖かくなった頃、養父の家に私の様子を伺いに来た。養祖母は実母に御馳走した。その時、私はまだ日本語が分かっていて、実母は私に『お父さんは病死した。弟も死んだ。お母さんはもう日本に帰る』と言った。私は母について行きたいと泣き出した。養祖母も『子供を連れて帰ったら』と同意した。でも実母は途中の船で死ぬかもしれないから、どうしても連れて行けないと言った。実母は優しいような養祖母を見て、またちゃんと服を着ている私を見て、安心したのだろう。実母は最後に、『お母さんがもし生きて日本に帰れたら、必ず手紙を出す』と言った。私は養祖母や仲介人の中国人と一緒に、撫順の大同映画館まで実母を見送りに行った。それが実母の最後の姿だった」

「私を託してから約1カ月後、実父は日本に帰国する前、私に会いにきた。実父がいた所から養父の家まで歩いて10分位だった。実父がきた時、これでやっと実父と一緒にいられるかなと思ったら、そうではなくて『もう日本に帰る』と告げにきたのだ。私は実父に『お母さんは？』と聞くと、実父は『死んだよ』と答えた。私は『お父さんについていく』と言った。実父は『いったん日本に帰ってから、連れに戻ってくる』と言った。実父は一人で帰国するのが精一杯だったのだ」

「何日後か、実母がもう一度来た。その時、養父は私を二階の部屋に閉じ込めた。私は二階の小さな窓から頭を出し、実母を見た。叫んだが、声は届かなかった。実母が養父と何か話していた。そして実母はまた帰ってしまった。私は二階の窓から、帰って行く母の姿を泣きながら見ていた」

「ずっと後に兄に再会した時、『なぜ、私を置いて日本に帰国したのか』とたずねた。すると兄達は、実は難民収容所で日本に帰る船が出るという話を聞き、私を取り戻しに行くと言ったそうだ。でも、難民収容所の人々は皆、本当に日本に帰れるかどうかかわからないから、連れ戻さない方がいいと言った。それでも兄は、私を取り戻しに行ったそうだ。でもその時、養父は兄に、私はすでに逃げたと教えたそうだ。それで兄は仕方なく2人で日本に帰国した」

「後に伯母から聞いた話によると、養父母の家は難民収容所から近く、それで伯母は養父母の家に様子を見に来た。養父母の家がけっこう裕福だとわかり、伯母は自分も無事に日本に帰れるかどうかかわからないので、養父母に育ててもらった方がいいと思ひ、一人で日本に帰ったそうだ」

これに対し、《Bタイプ》で実母が生存していたケースでは、黒竜江省等の農村での逃避行の途上、実母自身が生きるため、また子供の命を守るため、全く見ず知らずの中国人男性と再婚した。結婚相手は貧しく高齢の農民、またはすでに結婚している地主だった。そしてこうした実母達はいずれもまもなく自殺を遂げた¹⁸⁾。

* 「父と兄がいなくなり、残された私達はパニックに陥って逃げまどった。途方に暮れたあげく、実母は1946年頃、黒竜江省延寿県の中国人の嫁にされた。私と3人の姉も実母についてその家に入り、牛飼いをさせられた。実母は1949年頃、自殺した。3人の姉はその後、地元農村の中国人の嫁になったが、後に寒さと貧困な医療状況の中、いずれも中国で死んだ」
「実父の死後、母と私は生活の道を失った。それで中国人の地主（養父）が、まだ若かった母に目をつけ、嫁にした。養父にはすでに正妻がいたが、たまたま黒竜江省方正県の九班を通りかかり、実母を目にした。私は母と一緒に養父の家に入った。2〜3カ月後、実母は正妻にいじめられたこともあり、首吊り自殺した」

なお、逃避行の途上で兄姉等の肉親が弟妹を中国人に託した《Bタイプ》では、その後、肉親による安否確認や訪問もできなかった。

【1940年以降に誕生した残留孤児——黒竜江省等の農村に遺棄】

さて、1940年以降に誕生した、敗戦時5歳以下の《Cタイプ》は、自らが引き取られた際の記憶がほとんどない。ただし、後に中国人養父母から聞かされたところによれば、彼・彼女らは黒竜江省等の農村での逃避行の途上、実父母が死去し、または実父母が連れて逃げられなくなって置き去りにされたと考えられる。彼・彼女らは、偶然に通じかかった見ず知らずの中国人によって拾われた。

《Cタイプ》が拾われた場所は、次の2つのパターンがある。

一つは、日本人の遺体が散乱する戦場跡である。この場合、実父母は死去した可能性が高い。

* 「黒龍江省の東麻山付近で1945年8月14日、日本軍とソ連軍の激しい戦闘があり、その翌朝、麻山駅近くの草むらで養父が私を拾った。養父は物を拾いに出かけ、現場を通りかかった。たくさんの日本人の死体が転がっている中で、私は風呂敷に包まれて一人生き残っていた。母親らしい女性の死体の傍で、私は泣いていたようだ。私がどこからどのようにしてそこに行ったのか、私自身も養父母もわからない。多分、当時は日本が敗戦し、日本人が皆、帰国しようとして歩いて逃げる途中、そこで戦闘に遭遇したのではないか」

「養母の友人が維持会にいた。維持会とは敗戦前後、ソ連軍と日本軍の戦いで多くの人が死んだので、その死体を埋葬する活動をする会だ。1945年8月、養母の友人は牡丹江市から寧安県鉄嶺河に向かう鉄橋の下の戦場跡の草むらに一人で置かれていた私を拾った。その人の話によれば、私は軍のコートに包まれ、セーターと毛で編んだズボンを着ていたようだ。拾われた時、私は日本語で『3歳』と答えたという」

「終戦直後、養父母が、黒竜江省鶏西市恒山区柳毛郷釧路村の近くで泣いていた私を見つけて拾った。養母は豚を放牧している途中、私をみつけた。私のいた所は、黒衣泡という大きな池

だ。池には蓮が一面に生え、池の周囲は草が生い茂っていた。私はその草むらの中に身を隠していた。戦場だからたくさんの人が死に、水が血で赤くなっていた。死に方もとても惨めだった。本当にたくさんの人が死んだ。それが戦争だ。私の傍らには風呂敷包みがあり、日本人の持ち物と思われるお金が入っていた。私は、人をみたら怖がって風呂敷包みの陰に隠れようとしたようだ。実母が私を棄てた時、半分に切った日本のお金を残してくれた。後に養母は、これをもって日本に肉親を捜しに行きなさいと私に言った。この半分のお金に合うのもっている人がいたら、それがあなたの肉親だと言った。私は当時、4歳ではっきり覚えていない」

「1945年か46年頃、黒竜江省寧安県東京城付近の日本軍の官舎で、死体が積み上げられていた中、私は一人取り残されていた。通りかかった行商人の老人と若い女性の中国人が、私を拾った。私の印象ではそれらの人が部屋の中に入ってきて、生きていた私を連れ出した」

いま一つは、日本人の逃避行の途上の線路脇・路上である。この場合、付近に日本人の死体が見当たらないことから、実父母またはそれに代わる日本人が生存していたが、《Cタイプ》の子供達を放置・遺棄して逃げた可能性が高い。

* 「長春市郊外の道端で、私は実母に棄てられた。前夜、私は難民収容所で母に寄り添って寝たはずだが、翌朝、なぜか独りぼっちで道端に置かれていた。母がどこに行ってしまったかわからない。周りに誰もいなかった。ちょっと離れた所を、数十人の女性が子供連れて急いで歩いていた。私は道端でずっと泣いていた。戦争でひどい目にあうのはいつも庶民で、政府の要人ではない。母がその後、どうなったかはわからない。置き去りにされて泣き叫んでいると、Rという中国人が通りかかった。Rは『寒いね。寒いね』と言いながら、私を抱きあげ、養父母の家に連れて行った。養父母の家は、歩いて10数分位の所にあった」

「敗戦前後の混乱時、養父が、内蒙古の博克の街にある汽車の線路脇で私を拾ったようだ。着物姿で、生年月日を書いてある布団にくるまって放置されていた。私だけでなく、多くの日本人の子供が線路脇の空き地に捨てられていたようだ」

「母が死んだ後、兄と2人で一緒に逃げていたが、私はまもなく歩けなくなり、結局、兄は私を棄てて一人で逃げた。当時はどこにいるかわからなかったが、後に聞いた話によると、黒竜江省鶏西の郊外の西麻山の鉄道踏切の所で私は泣いていて、中国人に拾われたようだ。西麻山には鉱山があり、そこで働いていた中国人が仕事の帰り、私を見かけ、5キロほど離れた林口県奎山郷吉慶安楽村に連れて帰った」

なお《Cタイプ》にもごく一部、《Bタイプ》と同様、生存していた実母が子供を連れて農村の中国人男性と再婚したケースがみられる。これもまた、黒竜江省の農村を逃避行していた残留孤児に特有のパターンといえよう¹⁹⁾。

* 「牡丹江付近の開拓団からハルビン郊外の廂房まで逃げ、そこで母は中国人の養父と再婚し、私は養子になった。当時、両親

や家を失った日本人の女性や子供達が、皆、列車の駅の前で集まっていて、私達のように引き取られていったそうだ」

第2節 都市難民——実父母が知人を介して中国人へ

最後に、遼寧省等の都市で生まれ育った残留孤児は多くの場合、敗戦時2歳以下なので、中国人に引き取られた際の記憶はほとんどない。ただし、後に中国人養父母から聞いたところによれば、彼・彼女らの多くは、実父母または肉親が敗戦後も生存しており、「このままでは子供が間違いなく死ぬ」という極限状況の中で、または「日本への帰国の目処がたったが、幼い子供を連れて帰ると船中で死ぬ可能性が高い」と判断して、知人を介して信頼できる中国人に子供を託した。つまりここでは全く見ず知らずの中国人ではなく、実父母によって引き取り手がある程度、選択されたのである。また、特に生命力の弱い年少の子供達が優先的に中国人に託されている。

引き取り手の中国人と実父母との関係には、次のようなパターンがある。

第1は、地域での付き合いである。

* 「丹東市にいた実父母は、1946年夏～秋頃、日本へ帰国することになったが、私が赤ん坊の上、病弱で痩せ細っていたため、連れて帰ると途上で死ぬ可能性が高いと考え、養父母に預けた。私は小さすぎて、日本に連れて帰れなかった。実母のお腹にいるときから、何も栄養を取れなかったから。養父母が私を引き取った時、私は顔色が悪く、痩せていて、息も絶え絶えだった。ただし実父母は、そんなに簡単にあげたのではない。誰でも自分の子供を他人にあげたくないだろう。たとえ死んでも、自分の大切な子供は変な人には絶対渡さないと。だから実父母は子供を引き取ろうとした人達をよく観察して、声と行動から悪そうな人には渡さなかった。当時、養父と友人のHの二人は、よく日本人の住宅に炭や薪の行商に行っており、実父母はよく二人に客を紹介してやっていた。こうした長い付き合いがあり、心が通じていた。実父は簡単な中国語もできたから、仲良くできた。それで1946年秋頃、実父はまずHに『日本が負けたから、私達も日本に帰らなければならない。上の2人の子供（兄と姉）は連れて帰れるかもしれないが、この赤ちゃんは生きのびられるかどうかかわからない。この子の身体の状態を見ると、途中で死ぬ心配がある。私達自身も生きのびられるかどうかかわからない。もし子供がいない優しい人がいたら、引き取ってもらえないか。この子の命を助けてください』と打ち明けた。Hは養父と長年の付き合いだから、養父母に子供がいないことを知っていた。この話を持ちかけられ、養母はとても喜んだ。養母の弟は当時、20歳ちょっとで、日本の銀行に勤めていたから、少し日本語ができた。実母は養母を見ると、優しい人であることがわかったので、100%安心したそうだ。それで実父が、養母、養母の弟、Hの妻と一緒に馬車で養父母の所に私を連れてきた。養父母の家で養母の弟は日本語・中国語2枚の契約書を書き、日本語版は実父に、中国語版は養父母に渡した。『自分の子供として育てること、養父母の子供が生まれても長女として扱うこと、往来が可能なら親戚として交際していくこと』が取り決められた。契約書には、養父母と実父母の名前も書いてあった。その時、隣人は皆、集まって見に来たそうだ。日本の

習慣で私は白い布で包まれていおり、中国人には違和感があったようだ。当時、私は赤ちゃんで痩せっぽちで、養父母がいなければ、とっくに死んでいただろう。戦争は、日中両国の人民に多大な災難をもたらした」

「1945年、実母は実父が出征してから、大連市で私と2人暮らしになった。実母は生活のため、よく私を家において外へ仕事にでかけた。どんな仕事かはわからない。私は一人で家に取り残され、よく泣いていた。お腹が減ると、いろんなものを口に入れた。隣家に住む中国人の老女がそれを見て、かわいそうに思った。生活のため、母も仕事をやめるわけにもいかない。それで老女が、母に『この子がかわいそうだから、人にあげた方がいいよ』と勧めた。母も私の面倒をみる余裕がないと感じていたので了承した。それで1946年秋頃、老女が養父を紹介した。当時、実母は日本に帰りたいが、帰国の旅費がなかったらしい。養母によると、養父母は実母に1万円をあげたそうだ。1万円は母の半年の生活費になるほどのお金だ。実母は、私を養父母に渡す時、私の臍の緒、私と実母の名前を書いた紙と一緒に養母に渡した」

第2は、職場での付き合いである。

* 「実父母は困窮して1947年秋頃、3番目の兄と私を別々に中国人に養子に出した。私の養父は実父と同じ大工で、一緒にジャムス市で働いていて知り合いだった」

「養父の異母弟のCは戦前、瀋陽市で、ある日本人の執事のような仕事をしていて、1945年10月頃、その日本人がCに、私を引き取ってくれる人を紹介してほしいと頼んだ。それでCは養父を紹介した。詳しい事情は不明だが、当時、日本人はわが子の面倒も見られない状況で、私を手放すしかなかったのだろう。私を預けた日本人が、私の実父だったのかどうかはわからない。とにかく瀋陽市のCの家で、養父が私をもらい受ける時、その場に、日本人男性とC、そして実母と思われる日本人女性が立ち会った。ただし実母の素性については、養父母は何も聞かされなかった。私は和服を着せられ、日本語を話し、中国語は話せなかったそうだ」

「実父母は従軍して家になくて、祖父と伯母（実母の妹）が私と2～3歳上の姉を錦州市で育てていた。1948年頃、祖父と伯母は日本に引き揚げようと思い、私を知人の中国人にあげた。伯母が当時、満鉄に勤めていた養父（中国人）の弟に、私のことを頼んだ。帰国する人が多く、全員は帰国できないので、私を中国人にあげたそうだ。祖父は姉を連れて帰国した。祖父は2人とも連れて日本へ帰国する余裕はなかった。伯母は病気だったので帰国できなかった。当時、皆、まず自分がどのように逃げられるか、助かるかどうかしか頭になかったと思う。たくさん日本人が死んだからね」

第3は、中国人の名士等を介して紹介されたパターンである。

* 「実母は、炭鉱の組頭を介して私を養父にあげた。炭鉱の組頭は、日本語ができて通訳のようなことをやっていた。養父はその炭鉱で働いていた。養父は実母に会ったことがある。母が自分の手で、私を養父に渡したそうだ。実母が私を養父に渡した

際、姉と兄は傍らにいた。弟は、私より早く中国人にあげた。多分、年齢の小さい子供を人にあげ、大きな子供を先に日本に連れ帰ろうと考えたらしい。でも日本に帰れたかどうかはわからない。実母は、実父の死を知り、子供4人をすべて連れて帰国するのは無理だと考えたようだ」

「養母の話によると、丹東市の小さな旅館が難民収容所になっていて、1945年12月6日、仲介者が養母をそこに連れて行ったそうだ。実母は養母に『この子は生まれたばかりだが、私は乳が出ないし病気なので、この子を育てられません。あなたたちにさしあげます。そうすれば、この子にも生き延びる道ができる。この子の命を助けてやってください。お願いします』と言ったそうだ。私は生後3日位でとても小さく、昔の大きな靴ほどの大きさだったそうだ。仲介人の夫は丹東市郵政局の副局長で、顔が広がった。それで私の実母に養母を紹介した。養母は実母に200元をあげたそうだ。当時の200元は大金だと思う。仲介人にも200個の卵をあげたそうだ」

そして第4は、日本人の知人を介して紹介されたパターンである。

* 「敗戦後、実母は私と2人の姉（5歳・3歳）を連れ、生活ができなくなった。実母は、父の友人のMという日本人を尋ねて相談した。Mは障害があり、徴兵されなかった。Mは母に、3人の幼子の面倒をみるのはとても無理で、特に一番小さい私は病弱だから、だれか親切な中国人に預けた方がいいと言った。そして、日本に帰国する前にまた返してもらえばいいではないかと勧めた。食物もないからね。実母も、その考えに賛成した。そしてMの妻を通じて、Mの知人の中国人のWという人に、誰か預かってくれる人を探してくれるよう頼んだ。Wは養父母を紹介してくれた。ただし実母は当初、私を養子に出すとは言っていなかった。とりあえずしばらく預けたいとだけ頼んでいた。実母としては私の命を守るために、そうするしかなかったと思う」

いずれにせよ、このように実父母等の肉親が信頼できる中国人に子供を託した場合、肉親はその後も子供の安否を確認するために引き取り手の中国人の家を訪れている。また日本に帰国する目処がたった時、子供に面会に行ったケースもある。しかしここでもまた、日本まで安全に帰国できる保証はなく、あるいは中国人に子供の返還を拒まれ、一緒に帰国することはかなわなかった。

* 「私をあげた後も姉や兄は時々、養父母の家に会いにきた。実父母も何回か養父母の家に来たらしい。もちろん頻繁に行くと養父母に悪いと思い、こっそり遠くからのぞき見るだけだ。それでも養父母は、私を取り戻されるのではないかと心配して、実父母に黙って引っ越した。その後、実父母は、兄・姉・弟の3人を連れ、1953年に最後の引揚船で日本に帰った」

「実母は、養父の家に3度、私の様子を見に来たことがある。1度目は養父の家の前で遊んでいるのを見かけたそうだ。2度目も私と会えた。実母が来るたび、養父は米等を実母にあげた。養父の話によると、実母は私に会うと2回とも大泣きしたから、3度目に実母が来た時、養父は私を外に連れ出し、実母に会わせなかった。実はこの3回目、実母は私を連れ戻し、日本に帰

ろうとしていたのだ。でも、養父の家には鍵がかかり、誰もいなかった。仕方なく実母は、私の2人の姉を連れて日本に帰った。こうした事情は、養父が教えてくれた」

「実母は1946年に日本に帰国した。養父の話では、実母は、日本に帰国する前に私を返してもらいに来た。でも養母は、もう譲らなかった。それで実母は自分一人で日本に帰国した」

なおこれ以外に、ごく一部だが、遼寧省の都市で置き去りにされたり迷子になり、見ず知らずの中国人に引き取られたケースもみられる²⁰⁾。

* 「1945年9月頃、養父母の知人で露天商の中国人が、私を丹東市の日本神社で拾った。養父の話によると、私を引き取った時、私は紺色生地に銀色の渦巻き模様の薄い布団にくるまれ、同じ模様の和服を来ていたそうだ」

「大連市で物乞いに行く途中、実父母など家族とはぐれて迷子になり、一人で泣きながら流浪しているところを、中国人の養父に拾われた。一人で流浪している時は、中国人の子供達に『小日本狗』と罵られ、石を投げつけられた。私は全身傷だらけだった。それであちこち隠れながらさまよった。私の苦しみは、もうこれ以上、言えない。私はひどい病気になり、知り合いも行く先もなかった。髪の毛も引っ張られて抜かれ、ほとんどなくなった。人間なら、お腹もすくでしょ。でも、すいても、お金がないでしょ。腹ペこでどうしようもない時、仕方なく、売っている人のすきを狙って芋の焼き餅を盗んだ。一つ盗んだら、すぐに逃げた。捕まったら、命はない。噛む暇もなく、ただ飲み込むような感じだった。証拠を消すため、すぐ食べねばならないしね。捕まったら、『小日本狗』と罵られながらひどく殴られるから。私には靴もなく、凍傷で足が腐ってきた。地面は凍っていたが、私は裸足で歩いていた。私の手足の爪は凍傷で全部なくなり、後に15歳の時、やっと生えてきた。風呂も入れないから汚く、不潔だしね」

考察：中国残留孤児の「戦争被害」

以上、中国残留孤児の「戦争被害」の実態について分析してきた。簡単に総括しよう。

第1節 残留孤児の「戦争被害」の諸特徴

残留孤児の「戦争被害」とは、日本敗戦に伴う「満州国」での混乱、および敗戦後も日本への帰還が果たせず「満州」の地に遺棄・放置されたことにより、生命の深刻な危機に陥り、また実父母をはじめとするすべての肉親と死別・離別して孤児になることを余儀なくされたことにある。

こうした「戦争被害」は、次のような特徴をもつ。

まず第1に、それは、日本政府の国策・軍事戦略の産物である。傀儡国家「満州国」の植民地支配、特に国策としての満州開拓移民がなければ、残留孤児とその被害は生まれなかった。また関東軍による「満州」防衛の放棄、および「静謐確保」の作戦は、残留孤児を発生させる直接の契機となった。敗戦直前の「根こそぎ動員」は、

残留孤児の「戦争被害」を一層増幅させた。敗戦後、日本政府が日本人難民に対して採った「現地定着方針」は、実父母と死別・離別する残留孤児の数を飛躍的に増加させた。総じて残留孤児の「戦争被害」が、これらの日本政府による実質的な「棄民」諸政策によって生み出されたことは明らかである。

第2に、残留孤児の「戦争被害」は、日本政府のみならず、ソ連軍や連合軍（GHQ）、さらに戦後の東西冷戦という世界システムによっても創出された。特にソ連軍による非戦闘員の無差別殺戮の被害は大きい。また1945年10月25日、日本政府の外交権が停止されて以降、GHQや「満州」を実効支配していたソ連が、日本人難民を早期帰国させず、厳寒の中で越冬させたことも、残留孤児の被害を決定的に増幅させた。もとよりこれらの諸事実は、日本政府を免責しない。何より外交権停止以前の日本政府の責任は重大で、それ以降もGHQや赤十字等への働きかけ・未帰還者調査等、日本政府がなしたはずの施策は多い。しかしソ連・GHQの責任もまた大きい。このことは、残留孤児の「戦争被害」が、単に日本帝国主義・植民地支配のみならず、戦後の東西冷戦、およびポスト・コロニアルの世界史的文脈でも捉えられねばならないことを意味している。

それとも関わって第3に、残留孤児の「戦争被害」の多くは、1945年8月以降に発生している²¹⁾。それは直接には8月9日のソ連の「満州」進攻に端を発するが、しかしその後の逃避行・難民生活の中で生命の危険にさらされ、孤児となったのは、その大部分が8月15日以降のことである。この点は、日本国内の多くの国民が体験した戦争被害と著しく異なる。残留孤児の被害は、確かに戦争に起因する。しかし厳密に言えば、戦争そのものではなく、杜撰で不適切な戦後処理によって発生した二次被害の方が圧倒的に大きい。日本国内にいた国民にとって、1945年8月15日以降は、戦争被害から復興・再生する戦後処理過程であった。しかし残留孤児は、そうした戦後日本社会の戦後処理過程から切り離され、「満州」の地に「棄民」され、むしろまさにその時期に残留孤児になっていたのである。このような残留孤児が被った戦後の特殊な「戦後処理被害」を、日本国民一般が「ひとしく受忍すべき」戦争被害と同一視することは、明らかに無理があるだろう。

そして第4に、敗戦前後の残留孤児の生活と被害のうちに「加害者性」は看取しえない。彼・彼女らの体験にあるのは「加害性と被害性の錯綜」ではなく、純然たる「戦争被害＝戦後処理被害」である。敗戦当時、子供だった残留孤児達は、日本政府の侵略・植民地支配に責任を負いようがなかった。また残留孤児達の被害は、日本の国家権力や軍隊が個々の国民の生命を守るものではなく、逆に個々の国民の生命を手段化し、必要に応じて剥奪する機構であるという現実を、明白な形で提示している。そして残留孤児は侵略戦争の被害者だからこそ、同じ立場の中国人民衆によって救われた。もちろん個別には、中国人「匪賊」に襲撃されたり、中国人の子供から投石されたケースもある。しかしそれでも残留孤児は、中国人民衆によって育てられ、生存しえた。残留孤児は「日本の侵略戦争が、日中両国の人民に多大な被害をもたらした」、「戦争でひどい目にあうのはいつも庶民で、政府の要人ではない」事実を、身をもって知る主体といえる。また後に政権をとった中国共産党も、少なくとも1940年代後半は残留孤児を「戦争被害者」と明確に定義していた。なお

中国で残留孤児に「戦争時の加害者性」が最も鋭く問われたのは、後の文化大革命時代（1967～1976年）である。この点については、別稿を用意してさらに検討する。

第2節 残留孤児の「戦争被害」の共通性と多様性

これまで述べてきた残留孤児の「戦争被害＝戦後処理被害」は、個人毎の多様性・偶然性を越えた、残留孤児に固有かつ共通の被害である。すなわち①日本政府の「満州」における植民地支配とその破綻・「棄民」政策、②ソ連・連合国を含む戦後の東西冷戦、国家間システムが、1945～1946年頃の中国東北地方において、日本国籍の子供達にもたらした固有かつ共通の被害といえる。

それでは、そうした残留孤児の「戦争被害」に内包される多様性とは、いったい何なのか。

それは主要には、敗戦前の居住地、およびわずかな年齢の違いに基づく多様性である。

すなわちまず敗戦前、黒竜江省等の農村に住んでいた残留孤児は、ソ連軍進攻の直後から、その最前線に放置された。彼・彼女らは、数カ月間におよぶ凄惨な逃避行・難民生活を余儀なくされ、その過程で実父母と離死別し、全く見ず知らずの中国人に引き取られた。

その内部にも3つのタイプがある。

まず第1は、比較的鉄道沿線付近に住み、敗戦時に8歳以上だった《Aタイプ》である。彼・彼女らは、黒竜江省等の農村から、徒歩および鉄道で長期にわたる逃避行を続け、遼寧省等の大都市の難民収容所にたどりつき、そこで中国人に引き取られた。

第2は、鉄道から遠隔地に住み、敗戦時に6～7歳だった《Bタイプ》である。彼・彼女らは、黒竜江省等の農村内部を徒歩で流浪し、その路上、または地方都市の難民収容所で、中国人に引き取られた。

第3は、敗戦時3～5歳だった《Cタイプ》である。彼・彼女らは、自らの敗戦前の居住地、および逃避行や難民生活の記憶がほとんどない。ただし、黒竜江省等の農村の路上・戦場跡に置き去りにされているところを、中国人に拾われた。

なお黒竜江省等の農村を流浪した《Bタイプ》や《Cタイプ》の一部では、実母が生き延び、子供の命を守るために、見ず知らずの中国人男性と再婚し、その後、自殺・病死したケースもある。

さて一方、遼寧省等の都市に住んでいた残留孤児は、敗戦時0～2歳と特に幼少者が多かった。彼・彼女らには敗戦時の記憶はないが、中国人に引き取られた時の状況からみると、逃避行の経験はなく、都市で実父母とともに難民生活をしてきたようである。そして実父母によって、知人を介して信頼できる中国人に託された。実父母が多少なりとも「養父母を選べた」のは、遼寧省等の都市出身者に限られていたのである。

なお、本稿の対象者・44名のうち、敗戦時、黒竜江省等の農村の居住者は31名（《Aタイプ》10名、《Bタイプ》10名、《Cタイプ》11名）、遼寧省等の都市の居住者は13名である。

そして以上のような諸類型の存在は、次の諸事実を意味している。

まず、黒竜江省等の農村居住者（《Aタイプ》・《Bタイプ》・《Cタイプ》）には、敗戦時2歳以下の乳児が少ない。とりわけ黒竜江省等の農村から遼寧省等の都市まで長距離に及ぶ逃避行をしてきた《Aタイプ》は8歳以上と、年長者に限られている。黒竜江省の農

村内部を流浪した《Bタイプ》も6歳以上である。このことは、逃避行の途上、5歳以下の乳幼児はほとんど死亡し、または遺棄・放置されたことを示している。特に2歳以下の生存者は極めて少ない。実際、黒竜江省等の農村で遺棄・放置され、僥倖にも中国人に拾われた《Cタイプ》の多くは、3～5歳である。また残留孤児のきょうだいの中でも、逃避行・難民生活の渦中で病死・餓死・凍死した者には年少の弟妹が圧倒的に多く、逆に中国人に引き取られて生き別れになった者には年長の兄姉が多数を占める。

これとは対称的に、遼寧省等の都市居住者には、敗戦時、2歳以下の乳児が多い。このことは、都市で生存していた実父母が、生存が危ぶまれる年少の子供から順に中国人に託したことを示唆している。いいかえれば2歳以下の乳児で残留孤児として生存できたのは、遼寧省等の都市居住者にほぼ限られていた。そしてここでは、年長の子供は、死ぬにせよ日本に帰国を果たすにせよ、実父母と運命をともにしたのである。

以上のように、一見、多様で偶然に左右されたかにみえる残留孤児の「戦争被害」は、主要には敗戦前の居住地、およびわずかな年齢の違いによって大枠で規定されていた。すなわち残留孤児の被害の多様性は、個人毎にバラバラの偶然の産物ではなく、社会的・構造的に創り出されたものである。またそうであるからこそ、「記憶がなく、自分の被害を語れない」年少の残留孤児、さらに生きて残留孤児になることすらできなかった年少の子供達がおかれた状態・被害についても、我々はかなりの程度まで推定・認識しよう。

第3節 「戦争被害」と国家に関する考察

以上、残留孤児の特殊な「戦争被害＝戦後処理被害」について考察してきた。

ただし残留孤児の「戦争被害」は、それだけではない。他の日本国民の「戦争被害」と共通する要素もある。1945年8月15日以前に「戦争被害」を受けたケースもある。また何より残留孤児の被害を生み出した背景が、日本の侵略戦争およびソ連との戦争であったことは明らかである。さらに日本の裁判所が「国民がひとしく受忍すべき」とみなす戦争被害の範疇には、戦時中のみならず戦後占領時代に発生した被害も含まれる²²⁾。

そこで最後に、残留孤児を含む日本国民の「戦争被害」と国家の関係について、若干の考察をしておこう。

ここでは、次のようないくつかの類型的認識が可能である。

まず第1は、国民と国家の関係を調和的に、しかも戦前と戦後を連続的に捉える認識である。すなわち国家が行う戦争は究極的には国民の利益・安全を実現する手段であり、その限りで国家と国民は調和的である。したがって、戦前と戦後で主権者が変わったとはいえ、戦争で必然的に生じる個々の国民の「戦争被害」についてはいづれも、国家は責任を負えない。つまり「戦争被害」は戦前・戦後を問わず、「国民がひとしく受忍すべき」ものとなる。

第2は、国民と国家の関係が、戦前と戦後で断絶的に変化したとする認識である。すなわち戦前は天皇制国家と国民の利益は対立していた。しかし戦後は国民主権の下、国家と国民は調和的關係へと変化した。この認識に立てば、戦時中の「戦争被害」は天皇制国家が国民に一方的に押しつけた被害である。しかし同時に、戦前の天

皇制国家は個々の国民の「戦争被害」に対して無答責でもある。

その上で、戦前の天皇制国家が生み出した「戦争被害」を、戦後になってから民主主義国家に償わせることについては、次の2通りの考え方が成り立つ。

一つは、戦後の民主主義国家に、過去の「戦争被害」への賠償責任はないとする考え方である。戦後の平和憲法は、新たな「戦争被害」の発生を予想していない。また過去の「戦争被害」は戦時中または戦後占領期という国家存亡の非常事態に発生したものであり、そこには戦後の政府の責任は及ばない。しかも過去の「戦争被害」は、ほとんどの日本国民が様々な形でひとしく被った。それゆえ過去の「戦争被害」については、やはり「国民がひとしく受忍する」しかない。

いま一つは、戦後の民主主義国家に、過去の「戦争被害」への賠償責任があるとする考え方である。戦後の平和憲法は、過去の戦争への痛切な反省の上に成立した。したがって過去の「戦争被害」を適切に処理することは、戦後憲法の理念からして当然である。しかも個々の国民が被った戦争被害は一様ではない。残留孤児・原爆等、特に深刻な、戦後も容易に回復されない被害を受けた国民もいる。そこで、そうした特に深刻な戦争被害は被害者個人に押し付けず、「国民がひとしく受忍」し、国家として救済すべきである。ここでは「国民がひとしく受忍」することは、国家の免責ではなく、逆に民主主義国家の責任の明確化を意味する。

さて第3は、国家と国民の関係を対立的に、しかも戦前と戦後を連続的に捉える立場である。戦前はいうまでもなく、戦後民主主義国家の下でも国家と国民の利害は一定の対立を孕む。たとえば民主主義国家による戦争も、個々の具体的・現実的な国民の生命・利益を守るものでは決してなく、国家権力またはせいぜい「想像の政治的共同体」としての国民を守るものにすぎない。現実には「国民」内部が多様で一枚岩でない以上、個々の国民の生命・利益と国家の利益は必然的に対立を孕む。その対立は、国民主権によっても解消されない。「戦争被害」は、いつの時代も国家が国民に一方的に押しつける被害であり、したがって戦争被害の発生防止は、国民主権にとどまらず、国家システムの相対化をも視野に入れた世界秩序形成の中でしか、実現できない。

なお、このような認識の諸類型のうち、第1と第2のそれにおける「国民」とは、個々の具体的個人ではなく、「国家を前提とした政治的共同体」ないし「想像の政治的共同体」である。第2のなかの後者、つまり過去の戦争被害に対する国家の賠償責任を認める立場は、「戦争被害」の質・程度については「国民」内部の多様性を認めるが、しかしそれを「ひとしく受忍すべき」とする点では「政治的共同体」としての国民を前提している。これらに対し、第3のそれは、「想像の政治的共同体」を前提としない個々の具体的個人・人間であり、したがってつねに「脱国民化」の契機を孕んでいる。

以上、残留孤児が多くの日本国民と共有する「戦争被害」について補足的な考察を行ってきた。ただし、ここで述べた諸論点は、実は「戦争被害」問題にとどまらない。国民と国家、戦前と戦後（帝国主義とポスト・コロニアリズム）の関係は、戦後のあらゆる社会・生活問題の理解において根底をなす論点である。残留孤児に即していえば、彼・彼女らが「日本国民（または中国国民）」として、同時に「一人の人間」として、諸国家（日本・中国・ソ連等）といか

に向き合うのかを考える上で、不可欠の論点といえる。今後、戦後の残留孤児のトータルな生活史を分析する中で、引き続きこの点を深めていきたい。

補注

- 1) こうした審判に対する批判として、永田(2007)。
- 2) 中野(1987)213頁、蘭(1994)12頁、山田(1978)47～48頁、猪俣(2006)13頁。
- 3) 満州移民政策の展開については、蘭(1994)44～69頁、郡司(1981)51～54頁、中野(1987)4章、鈴木(1989)5～6頁等。なお満州開拓移民総数は1945年5月時点で、一般開拓民とその家族が22万257人、青少年義勇隊とその家族が7万9879人、訓練中の青少年義勇軍の隊員が2万1738人で、合計32万1874人であった。
- 4) 開拓団入植地のうち、50%はソ連軍との国境地帯、40%が抗日軍が出没する地帯、残り10%が交通産業の要衝であった。中野(1987)65頁。
- 5) 蘭(1994)124～125頁は、開拓移民の9割以上が農村出身者、その9割(全体の8割)が農業関係者であったと推計している。
- 6) 開拓総局と満州開拓会社が取得・整備した移民用地は、1939年末で約1067万9000ヘクタールに達し、その19パーセントが既耕地であった。土地収奪については、中野(1987)65頁等。
- 7) こうした戦局・作戦動向については、朝日ジャーナル編集部(1986)8～9頁、鈴木(1989)6頁等。「案山子」という表現は、朝日ジャーナル編集部(1986)9頁、江口(1989)105頁等。
- 8) 実父が徴兵はされなかったが、満鉄の運転士だったある残留孤児は、父との別れを次のように語る。「8月9日、ソ連軍が参戦した知らせがあり、家族で急遽、避難することになった。綏芬河の駅で、父は多くの日本人の避難のために自分が列車を運転しなければならぬといい、私達の乗った列車を駅で見送ってくれた。それが、父との最後の別れとなった。母は当時12歳の兄と8歳の私、3歳の弟を連れて南に向かい、撫順に向かった」。
- 9) 鈴木(1989)7頁は、開拓民に対しては関東軍が出したと思料される「1週間分位の食糧を用意して避難せよ」との通達が届いた地域も一部にあるが、その他行政措置はなかったと指摘している。
- 10) 蘭(1994)75頁によると、満州移民は、敗戦から約1年間の難民期に約8万人が死亡し、約1万人が残留、その他が日本国内に引揚げたという。
- 11) 坂本(1996)49頁、植村(1994)95～97頁、鈴木(1989)7頁、南(2003)108～110頁、呉(2004)51～52頁、坂本龍彦(2003)6～7・23頁。また厚生省援護局編(1987)5～6頁は、1946年以降の集団引揚げ後も中国に残った残留婦人・残留孤児について、「現地住民の家庭に入った者は一応その生活は保障され、その結果、現地住民の生活に同化して残留することになった」と述べている。
- 12) 猪俣(2006)20頁。
- 13) 蘭(1994)45～52頁は、満州移民を①試験移民期：1932～36年、②本格移民期：1937～41年、③移民事業崩壊期：1942～45

年の3期に区分している。本稿の《Aタイプ》は本格移民期、《Bタイプ》は移民事業崩壊期の入植者が多い。

- 14) 分須(1976)78頁によれば、開拓団員の死者は敗戦時27万人中8万人であり、在満民間人155万人中の死者17万6000人の約半数を占める。また新井(1986)145頁によれば、敗戦時、中国東北地方に住んでいた日本人215万人のうち死者は約25万人だが、開拓団関係約27万人のうち死者は78500人におよぶ。猪俣(2006)13～14頁は、在満邦人一般の死亡率が11.4%、満州移民のそれが29.6%であったと述べている。いずれも黒竜江省等の農村に散在していた開拓団関係者の死亡率が、都市居住者に比べて極端に高いことを示している。また蘭(1994)184頁は、満州開拓団在籍者24万1160人(応召4万1294人、17%)のうち、死者を6万5322人(27%)と推計している。
- 15) 菅原(1986)173～174頁は、①避難孤児(親が死に、中国人に育てられた子供)、②難民孤児(収容所に中国人がもらいにいって育てた子供)、③預かり孤児(親が「死なせるよりは」と中国人に預かってもらった子供)、④拉致孤児(さらわれた子供)、⑤売買孤児(日本人の人身売買)等を分類している。郡司(1981)49頁は、①撃滅孤児(戦場となった跡に取り残された者)、②退避孤児(退避する途中ではぐれ、または捨てられた者)、③難民孤児(難民収容所で父母の死亡や病気のため、中国人にもらわれたり、買われた者)、④拉致・誘拐孤児(拉致・誘拐された者)等の分類を行っている。中野(1987)48～52頁は、①難民孤児(親の死亡にともなう孤児)、②預かり孤児(逃避行中に手離された孤児)、③拉致孤児(つれ去られた孤児)、④その他の孤児等の類型を指摘している。本稿で分析するように、これらの諸類型は、敗戦時の居住地や年齢差によって、それぞれのおかれた社会状況・文脈で生み出されたようである。
- 16) これに準じるケースとして、下記がある。「実母は難民収容所で瀕死状態になり、精神的にも崩れていた。私が中国人に引き取られて数日後、実母は病死したと聞かされた」。なお実父母と離死別したが、多少でも知人の中国人に引き取られたケースは2ケースにとどまる。「吉林市の難民収容所で母も死に、独りぼっちになったが、私は母が死んだことが理解できず、母を捜そうとある中国人の家に行った。その家は難民収容所の近くにあり、母が生前、時々、編物を手伝いに行っていた富裕な家だ。私は何と言われても収容所には戻りたくないと言いつ張った。それでその家の人は哀れみ、養父母になってくれる人を捜してくれた」、「黒竜江省嫩江の難民収容所では、母の死後、私と弟の世話をしてくれる人はいなかった。1946年1月頃のある日、収容所に知人のC氏がやってきた。C氏は、敗戦前に実父が雇っていた中国人で、私はよく遊びにいつはギョウザを食べさせてもらっていた。C氏は、『ここ(難民収容所)にいたら食物も着物もなく死んでしまう。とりあえずうちに来なさい。実父が迎えにきたら返すから』と言ってくれた」。
- 17) 隣家に引き取られた弟はまもなく死去した。「弟(5歳)は3日もたらず死んでしまった。私と弟は難民収容所にいた時、すでに歩けない状態だった。食物はなく、骨が刺されるような寒さで、そうだった。当時、私達は中国語もできず、農村だから、医者もすぐ駆けつけられなかったので、弟は死んだと思う。弟

の死体は、近くの溝に無造作に捨てられた」

- 18) これに準じるものとして、実父母が死去した後、実母代わりに育ててくれた日本人女性が、中国人と再婚したケースもある。「避難先の黒竜江省 J 村で、実父母も既に死に、世話をしてくれていた 30 歳代の日本人女性が近隣村の中国人の妻となり、私達も一緒にその家に入った。日本人女性は食物もないので、自分の 3 人の子供達（6～7 歳）と私と妹を連れ、計 6 人でその家に入った。この女性は私達に、自分の子供のように優しく接してくれた」。
- 19) 《C タイプ》の中で例外的に、実母が逃避行先で知り合った中国人に子供を託したり、迷子になって中国人に引き取られたケースもある。「1946 年秋、寧安県の開拓団から敦化県大石頭鎮まで逃げ、そこで石炭を運ぶ貨物汽車に乗って葫蘆島に行き、集団で日本への帰還が組織された。実母は私も連れて帰らなかったようだ。でも、生きて日本に戻れるかどうか分からないし、葫蘆島に着いても、日本人は皆、殺されるかも知れない。それで特に姉と私の 2 人の幼子を連れて無事に帰るのは無理だと判断し、私を養父母にあげた。養父母は母が働いていた油坊工場の向かいに住んでいた。養父母は私や姉を抱えて苦勞している実母に同情し、よく食物をもって来てくれた。私は食物をくれればどこでもいいと思った。そして普段、よく養父母の家に行つて優しくしてもらっていたから、全然抵抗しなかった。私の記憶では、実母が大石頭を離れる前日、養母が私が住んでいる所に来て、実母が実父母や私の姓名と生年月日を書いたメモを養父母に託した。翌日、実母は私を養母の家に連れて行き、養母は煎餅などを実母に持たせた。実母と別れる時、私は養母に抱かれ、手を振って見送りに行った」、「1946 年夏、実父はシベリアに抑留されており、残された実母はハルビン市の中央大街で、家財を片付けて売り、帰国途上の食費にしようと思出した。実母は、10 歳の姉に私の面倒をみるように言ったが、私は姉から逃げ、実母の後を追って外に出た。そして迷子になった。それは、実母が帰国する前日だった。ある自動車の運転手が、酒屋で酒を飲んで帰ろうとした時、迷子の私に気づき、男の子だったので、私を抱いて車に乗せて養父母の家に連れて行った。泣いたかどうか、覚えていない。運転手は酒屋を出たとき、手にソーセージとパンをもって、私にもくれた。私はそれをもって泣くのをやめたと思う。実母は私を捜しまわつたが見つからず、翌日が集団帰国の最終日だったため、知人の日本人に私を捜すように頼んで、兄と姉の 2 人を連れて帰国した」。
- 20) 都市出身者でも、黒竜江省では、難民収容所で実母が見ず知らずの中国人に託さざるを得なかった《B タイプ》に近いケースもみられる。「チチハルの難民収容所で実母が、中国人の通訳を通して見ず知らずの養父母に私を引き渡した。当時、私はすごく痩せ、病気にかかっていた。そのままでは間違いなく死んでしまうので、馬車で養母の家に連れて行かれた。私を馬車に乗せようとした時、私は実母と別れるのが嫌で大泣きして、手で養母の腕かどこかを引っ掻いた。私を引き取りには、お金が絡んでいたようだ。通訳の中国人は養父母からお金をもらったようだ。後に養母から『私があんたを買った』と言われたことがある」。

- 21) 菅原(1989)159～160 頁によれば、鈴木孝雄弁護士は実態調査をふまえ、「孤児発生の根本的原因は戦争にあるが、日本人の子供が実際に孤児になるのは約 80% が戦争終了後であり、戦争そのものより、敗戦処理のまずさに原因が大きい」と報告した。また永田(2007)196～198 頁は、「戦争被害といっても同様ではなく」、「中国残留孤児のケースは、戦時から平時への回復過程が一般の人と明らかに異なって、想像を絶する苦難の人生を歩まされたのであり、戦争が終わった後の平和な社会で日本人として生きる権利行使の機会を奪われたもの」と述べている。
- 22) 1968 年 11 月 27 日、海外資産の喪失に関する最高裁大法廷判決は、「戦争犠牲または戦争損害」が「国民のひとしく受忍」すべきもので、「これに対する補償は、憲法の全く予想しないところ」と宣告した。その際、こうした戦争損害は、「戦争中から戦後占領時代にかけての国の存亡にかかわる非常事態」の下で発生したものとされている。またその後、「戦争損害（補償不要）論」に基づいて出された判決の中にも、戦後になってから発生した被害も多数含まれている。永田（2007）を参照。

文献リスト

- 朝日ジャーナル編集部(1986)「棄民 41 年の国家責任 拝啓 瀬島龍三殿」『朝日ジャーナル』5.30
- 新井利男(1986)『残された日本人』径書房
- 蘭信三(1994)『満州移民』の歴史社会学』行路社
- 猪俣祐介(2006)「満洲農業移民と中国残留日本人」『アジア遊学』35
- 植村美千子(1994)『満州国に生まれて』勁草書房
- 江口圭一(1989)「小論争－中国残留孤児問題と関東軍－」『日本史研究』319
- 郡司彦(1981)『中国残留孤児－望郷の棄民－』日中出版
- 呉万虹(2004)『中国残留日本人の研究』日本図書センター
- 厚生省援護局編(1987)『中国残留孤児』ぎょうせい
- 坂本龍彦(1996)「中国の土に眠る君たちへ」『軍縮問題資料』No.190
- 坂本龍彦(2003)『証言 冷たい祖国』岩波書店
- 菅原幸助(1986)『旧満州 幻の国の子どもたち』有斐閣選書
- 菅原幸助(1989)『「日本人になれない」中国孤児』洋泉社
- 鈴木孝雄(1989)「中国残留邦人」発生の歴史と原因』『自由と正義』40 卷 10 号
- 中野謙二(1987)『中国残留孤児問題』情報企画出版
- 永田秀樹(2007)『「戦争損害論」と日本国憲法』『阿部照哉先生喜寿記念論文集』成文堂
- 南誠(2003)『「中国帰国者」の歴史的形成に関する一考察』『中国帰国者』の社会的適応と共生に関する総合的研究』平成 12～15 年度科学研究費補助金 基礎研究（B1）（研究代表者 蘭信三）研究成果中間報告書
- 山田昭次(1978)「ふりかえる日本の未来」山田昭次編『近代民衆の記録』新人物往来社
- 分須正弘(1976)「松下光男編『彌榮村史 満洲第一次開拓団の記録』」『國學院雑誌』10 月